

4. その他

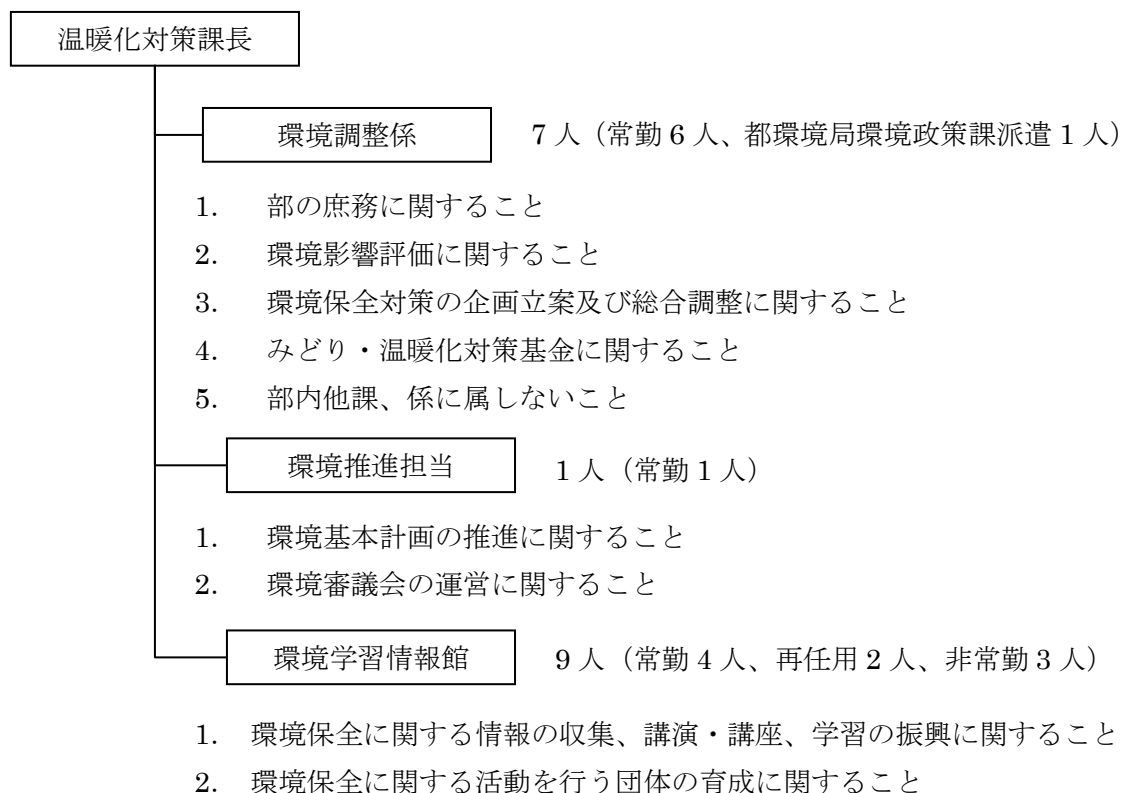
4-1. 温暖化対策事業

(1) 概要

江東区の温暖化対策事業は、環境清掃部温暖化対策課が中心になり実施されている。温暖化対策課は、環境調整係、環境推進担当、環境学習情報館からなる組織であり、江東区環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器導入の推進、環境情報の発信や区民への啓発活動、環境教育充実等地球温暖化対策における様々な取り組みを積極的に進めている。平成24年4月1日現在における組織・人員・係別分掌事務は以下の通りである。

<図Ⅲ-1>

(出所：環境清掃部温暖化対策課事業概要)



計 17人（常勤11人、東京都派遣1人、再任用2人、非常勤3人）

以下、環境調整係及び環境推進担当が所管する事業の概要である。環境学習情報館が所管する事業については、次節「4-2 環境学習情報館（えこっくる江東）事業」にて説明する。

【歳入】

① 地球温暖化対策等推進事業費補助金

東京都が都内における地球温暖化対策等の一層の推進を図ることを目的に、各区市町村の地域特性に応じた地球温暖化対策及び緑の保全に必要な取組を促進するため区市町村に交付される補助金であり、平成 23 年度の予算現額、調定額及び収入額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	調定額	収入額	収入率
地球温暖化対策等推進事業費補助金	29,801	29,204	29,204	100%

平成 23 年度より、新たに「省エネ無料診断事業」及び「CITY IN THE GREEN 実現事業」が補助対象事業となった。以下は、平成 23 年度の補助金充当内訳である。

<表Ⅲ-1>

【平成 23 年度 東京都地球温暖化対策等推進のための区市町村補助金充当内訳】

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

補助金確定額	29,204
提案プロジェクト	14,920
ソーラーカーチャレンジ計画事業	14,920
選択メニュー	14,284
地球温暖化防止設備導入助成事業（個人・住宅向け）	7,669
同（事業所向け）	82
《経済課》 中小企業等における環境認証取得補助（エコアクション 21）	77
《水辺と緑の課》 緑化事業（屋上緑化・壁面緑化・生垣等設置）	356
カーボンマイナスこどもアクション	2,878
環境家計簿運営事業	162
みどりのカーテン事業	1,400
省エネ無料診断事業	219
《水辺と緑の課》 CITY IN THE GREEN 実現事業	1,440

② みどり・温暖化対策基金運用収入

定期運用（平成 23 年 9 月 5 日～平成 24 年 5 月 11 日）により生じた利子約 54 万円は平成 24 年度の基金に繰り入れ。平成 23 年度の予算現額、調定額及び収入額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	調定額	収入額	収入率
みどり・温暖化対策基金運用収入	675	134	134	100%

③ みどり・温暖化対策基金繰入金

みどり・温暖化対策基金より一般会計に繰入する金額であり、平成 23 年度の予算現額、調定額及び収入額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	調定額	収入額	収入率
みどり・温暖化対策基金繰入金	204,000	204,000	204,000	100%

充当先については、後述する「【歳出】⑥ みどり・温暖化対策基金積立金」部分を参照。

④ みどり東京・温暖化防止プロジェクト交付金（雑入）

区で行った自然環境保護事業と地球温暖化防止事業に対して、特別区協議会から交付される助成金。平成 23 年度は木材玩具（積み木）製作委託費用 294 万円のうち 150 万円に充当。平成 23 年度の予算現額、調定額及び収入額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	調定額	収入額	収入率
みどり東京・温暖化防止プロジェクト交付金（雑入）	1,500	1,500	1,500	100%

【歳出】

① 環境木（き）づかい事業

国内産材を使用し、木のもつ香りや温もりなどを生かした木材玩具（積み木）を製作し、区内保育施設等に配付。区の代表的な地場産業である新木場・木材業者及び区内 10 ヶ所の障害者施設との連携・協働のもとに事業を推進。平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
環境木（き）づかい事業	6,228	5,701	91.5%

木材玩具配付施設 171 施設、各施設に 400 ピースずつ配付。作成数 71,200 ピース。平成 23 年度の単年度事業として実施した。

② 環境家計簿運営事業

平成 20 年度より環境家計簿（WEB 版）を設置。区民が各家庭の電気・ガス使用量等を入力すると、当該月の CO₂ 排出量や月毎の変化が自動計算される仕組み。CO₂ 排出量の見える化により、区民の意識向上と家庭レベルでの CO₂ 排出量削減の取り組みを推進する目的で実施したものであり、平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
環境家計簿運営事業	383	324	84.7%

また、以下は平成 20 年度からの登録者数の推移である。

【環境家計簿（WEB 版）の登録者数の推移】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
登録者数	22	53	97	265	280

平成 23 年度より独立事業化した登録者数が伸び悩み、また今現在は、同様のサービスを提供する事業者も多く存在するため、平成 24 年度を最後に事業廃止の方針とのこと。

③ 環境審議会運営事業

江東区環境基本条例（平成 10 年 12 月制定）に基づき設置するものであり、14 名（学識経験者 5 名、区議会議員 2 名、区民代表 4 名、事業者代表 3 名）で構成し、平成 23 年度は 5 回開催している。平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
環境審議会運営事業	1,096	732	66.8%

また、平成 23 年度の審議会実績の概要は以下の通りである。

<表Ⅲ-2>

【平成 23 年度審議会実績】

回	開催日時	議題
第 1 回	4 月 5 日	一廃処理基本計画改定、専門委員会の設置についてほか
第 2 回	7 月 5 日	一廃処理基本計画の盛り込むべき考え方の進捗状況、環境基本計画の進捗状況についてほか
第 3 回	7 月 28 日	一廃処理基本計画の盛り込むべき考え方（専門委員会まとめ）についてほか
第 4 回	9 月 7 日	一廃処理基本計画の盛り込むべき考え方（答申）、チーム江東・環境配慮推進計画の進捗状況についてほか
第 5 回	3 月 26 日	一廃処理基本計画の策定、一廃処理基本計画のパブコメの実施結果についてほか

④ 江東エコライフ協議会運営事業

区民・事業者・区が協働で江東区環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行するための場として、平成 22 年 7 月に新たに設置したものであり、18 名（区

民代表 5 名、事業者代表 10 名、関係団体代表委員 3 名、計 18 名）で構成している。平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

（出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要）

（単位：千円）

	予算現額	決算額	執行率
江東エコライフ協議会運営事業	918	512	55.9%

また、平成 23 年度の協議会実績の概要は以下の通りである。

<表Ⅲ-3>

【平成 23 年度協議会実績】

回	開催日時	議題
第 1 回	5 月 16 日	平成 23 年度事業計画についてほか
第 2 回	8 月 22 日	エコ事業所認定制度及びエコポイント制度について、カーボンマイナスこどもアクションについてほか
第 3 回	10 月 31 日	エコ事業所認定制度及びエコポイント制度について、カーボンマイナスこどもアクション実施結果について
第 4 回	3 月 19 日	平成 23 年度協議会の活動総括、他自治体事例報告（柏崎市ほか）、環境木（き）づかい事業の実施についてほか

⑤ 地球温暖化防止設備導入助成事業

地球温暖化対策を推進するため、平成 21 年 4 月から個人・住宅向けを対象として、太陽光発電システムをはじめとした再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の設置費用の一部並びに平成 22 年 4 月より高反射率塗装に使用した塗装材料費全額の助成を行っている。平成 23 年 4 月より、区の省エネ診断を受診し、その診断結果に基づき省エネ設備等を導入する事業所に対して、設置費用の一部助成を開始した。平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

（出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要）

（単位：千円）

	予算現額	決算額	執行率
地球温暖化防止設備導入助成事業	40,108	38,724	96.6%

また、平成 23 年度の対象設備毎の設備導入助成事業実績の一覧は以下の通りである。

<表Ⅲ-4>

【平成 23 年度の設備導入助成事業実績（対象設備一覧）】

設備名	平成 23 年度				備考
	申請及び決定		金額		
	申請 (件)	決定 (件)	申請金額 (千円)	決定金額 (千円)	
太陽光発電システム	97	94	17,277	16,809	導入中止 3 件、事業者 1 件含む
ソーラーシステム	-	-	-	-	
太陽熱温水器	-	-	-	-	
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機	30	30	1,899	1,899	通称：エコキュート
潜熱回収型給湯器	210	210	6,874	6,866	通称：エコジョーズ
住宅用ガス発電給湯器	1	1	150	150	通称：エコウィル
家庭用燃料電池装置	29	29	6,646	6,575	通称：エネファーム
高反射率塗装	17	17	6,308	6,308	
合計	384	381	39,154	38,607	

⑥ みどり・温暖化対策基金積立金

「迷惑の公平の負担」による負担金を、区民への還元として緑化・温暖化対策に活用していくための積立基金であり、平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
みどり・温暖化対策基金積立金	248,098	247,555	99.8%

平成 20 年 3 月特別区区長会で、ごみ処理の負担を公平にする新たな仕組みが決定し、「清掃工場のごみ処理の平準化に向けて、一定の平準化が図られるまでの間、金銭による調整措置を導入する」こととなり、江東区は、ごみ量に応じた負担金を受け取ることとなった（1－1．清掃一組（2）清掃負担の公平による負担金）。区では、この負担金を「みどり・温暖化対策基金」に積み立て、緑化や温暖化対策など環境政策を一層進展させる財源として活用し区民に還元している。平成 23 年度の基金積立金は約 2 億 4,755 万円であり、同年度における基金より一般会計へ繰入額は 2 億 400 万円である。以下は、平成 23 年度におけるみどり・温暖化対策基金の活用の概要である。

＜表Ⅲ-5＞

(出所：みどり・温暖化対策基金 23 年度決算繰入確定版)

(単位：千円)

中事業名	決算額	財源内訳			決算時調整		備考 (主な特定財源)
		基金 充当額	その他 特財	一般 財源	最終 補正時	増減額	
環境学習情報館管理運営事業	26,071	16,000	2,921	7,150	12,000	4,000	都補助金、雑入(行事参加費、頒布金等)
環境フェア事業	6,556	6,000	0	556	6,000	-	
環境木(き)づかい事業	5,702	4,000	1,500	202	4,000	-	オール東京 64
地球温暖化防止設備導入助成事業	38,725	30,000	7,751	974	33,000	-3,000	都補助(温暖化対策)
江東エコキッズ事業	2,644	2,000	0	644	3,000	-1,000	
環境推進事業	6,090	3,000	2,880	210	3,000	-	都補助(温暖化対策)
温暖化対策事業	85,788	61,000	15,052	9,736	61,000	-	
道路改修事業	355,997	43,000	299,142	13,855	43,000	-	繰入金(公共施設建設基金)
CITY IN THE GREEN 実現事業	38,190	33,000	4,328	862	35,000	-2,000	都補助(緊急雇用、温暖化対策)
みどりのまちなみづくり事業	5,289	4,000	89	1,200	4,000	-	都補助(温暖化対策)
屋上緑化推進事業	534	0	267	267	1,000	-1,000	
公園改修事業	262,398	17,000	240,000	5,398	14,000	3,000	繰入金(公共施設建設基金)
小学校校舎改修事業	526,308	33,000	477,138	16,170	33,000	-	繰入金(公共施設建設基金)、国補助(学校施設)
園舎改修事業	67,916	13,000	6,040	48,876	13,000	-	都補助(芝生化)
緑化事業	1,256,632	143,000	1,027,004	86,628	143,000	-	
合計	1,342,420	204,000	1,042,056	96,364	204,000	-	

【基金繰り入れ経緯】

(単位：千円)

年度	基金入金額			基金の活用額 (B)	残 (A-B)	各年度末の 基金会計残額
	負担の調整額	利息	計(A)			
22 年度	232,360	881	233,241	135,000	98,241	98,241
23 年度	247,422	133	247,555	204,000	43,555	141,797
24 年度	216,750	542	217,292	201,000	16,292	158,089

⑦ 省エネ無料診断事業

職員提案制度による提案を基に、平成 23 年度よりスタートした事業である。平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
省エネ無料診断事業	899	438	48.8%

事業所における地球温暖化対策の推進のため、平成 23 年 4 月から、年間のエネルギー使用量が原油換算で概ね 15 キロリットル未満の区内事業所を対象に、区から派遣した専門士による無料省エネルギー診断を開始しており、平成 23 年 12 月末現在で、2 件(簡易診断 1 件で太陽光発電システムを助成金で導入、通常診断 1 件)の申請があった。

⑧ 急速充電器整備事業

運転時に CO₂を排出しない電気自動車(EV: Electric Vehicle)の普及に貢献するため、平成 22 年 11 月 1 日より、本庁舎 1 階駐車場に EV (電気自動車) 用急速充電器を設置し、無料で利用できるサービスを開始しており、平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
急速充電器整備事業	302	289	96.0%

平成 23 年度の EV 用充電設備の利用実績は以下の通りであり、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生に伴い、平成 23 年 3 月 14 日から 9 月 30 日までは施設利用を中止している。

【EV 用充電設備利用実績】

(件)

年度	件数	利用者		住所		滞在時間			利用回数		
		個人	法人	区内	区外	～30 分	30～60 分	60 分～	初回	2 回目	それ以上
H22	21	7	14	14	7	5	15	1	8	3	10
H23	127	41	86	96	31	30	69	28	48	12	67
合計	148	48	100	110	38	35	84	29	56	15	77

また、平成 22 年 8 月より、新築マンション駐車場への EV 用充電設備、地球温暖化対策設備等の設置の指導を実施している。

⑨ エコドライブ推進事業

平成 22 年度より事業開始。自動車運転時の CO₂排出量削減のため、区内在住・在勤・在学の方を対象に中央自動車学校（江東区塩浜 2-8-4）に委託してエコドライブ講習会を開催（受講料無料）しており、平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
エコドライブ推進事業	581	526	90.6%

平成 22 及び平成 23 年度の講習会実績は以下の通りであり、また、11 月には江東区青海で開催した都主催の「東京エコドライブフェア 2011 in ODAIBA」の PR コーナーで区取り組み等を紹介している。

【エコドライブ講習会実績】

	受講者数（名）	燃費改善率（％）
平成 22 年度	60	31
平成 23 年度	53	38

⑩ 環境推進事業

環境推進事業の内容は、カーボンマイナスこどもアクション事業、環境フェアブース出展、区民まつりブース出展より構成され、平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

（出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要）

（単位：千円）

	予算現額	決算額	執行率
環境推進事業	6,160	6,089	98.9%

1) カーボンマイナスこどもアクション事業

環境月間の 6 月に区立全小学校 5～6 年生を対象に、家庭における CO₂削減事業を実施。児童は取り組み実施日等を記入して CO₂削減量を算出する、簡易なチェックシートを配布し、保護者と一緒に環境活動に取り組んでもらう。また、取組成果の優秀校には、表彰式及び講演会を開催している。以下は、平成 20～23 年度における事業実績の推移である。

<表Ⅲ-6>

【カーボンマイナスこどもアクション事業実績】

	対象者数 （人）	参加者数 （人）	参加率 （％）	CO ₂ 総削減量 （kg）	一人当たり 削減量 （％）	講演会講師
平成 20 年度	2,840	2,095	73.8	51,939	24.79	毛利 衛
平成 21 年度	5,969	4,113	68.9	89,243	21.7	石原良純
平成 22 年度	6,316	5,046	79.9	113,012	22.4	アグネス・チャン
平成 23 年度	6,421	5,213	81.2	97,480	18.7	野口 健

*1 平成 20 年度については、対象は小学校 5 年生のみ

*2 平成 23 年度は取組項目数が減ったため、CO₂総削減量は昨年度より少なくなっている。

2) 環境フェアブース出展

平成 23 年度より、温暖化対策課でブースを出展し、クイズに答えた区民に対しノベルティを配布し、「カーボン・オフセット」について啓発を行う。約 1,200 人の区民がブースを訪れている。

3) 区民まつりブース出展

平成 21 年度より、「みどりのリサイクル事業」として区民に堆肥及び花苗の配布を実施。平成 23 年度より「CITY IN THE GREEN 事業」の一環として水辺と緑の課より執行委任

を受け、観葉植物を配付。配付に際しクイズを実施し、区民に対し区の施策や区の CO₂ 削減目標等についての啓発を行う。

⑪ 環境清掃部管理事務

部共有の事務用品等の購入費や「江東区の環境」印刷費等、その他事業に要する費用に対する予算であり、平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	予算現額	決算額	執行率
環境清掃部管理事務	2,180	1,623	74.5%

【その他予算措置を伴わない事業】

1) チーム江東・環境配慮推進計画

平成 12 年度に「江東区庁内環境配慮推進計画」を策定し、庁内の温室効果ガス排出量等の目標を定め、環境負荷の低減に向けた取り組みを実施。平成 22 年度より、「チーム江東・環境配慮推進計画」に計画を改定、新たな目標を設定し、「チーム江東」として、職員がより一体となって環境負荷低減の取り組みを進めることとしている。

開催日時	会議名
平成 23 年 6 月	環境負荷調査の実施
9 月 7 日	庁内環境配慮推進幹事会(第 1 回)
9 月 8 日	庁内環境配慮推進本部会(第 1 回)

2) 環境推進スタッフ会議

「チーム江東・環境配慮推進計画」に基づき、庁内各課の環境負荷低減の取り組みを強化するとともに、省エネ法等への的確な対応を図るため、各課庶務担当係長による環境推進スタッフ会議を実施。

環境推進スタッフ会議開催状況

開催日時	実施内容(会議名等)
平成 23 年 4 月 26 日	第 1 回環境推進スタッフ会議

3) 節電対策

平成 23 年 7 月 1 日～9 月 30 日の期間、契約電力 50kW 以上の 119 の区有施設において節電行動計画を策定。政府目標である使用電力 15%削減を上回る 25%削減を目標に節電を実施。

【平成 23 年度節電対策 取組結果】

	対象施設	最大 電力量	電力 使用量
実績概要 (7～9月平均値)	大口施設（契約電力 500kW 以上・5 施設※平均）		
(平成 22 年同月比)	※区役所、文化センター、江東公会堂、有明スポーツセンター、夢の島総合運動場	△31.6%	△33.1%
	小口施設（同 50kW 以上、500kW 未満・114 施設平均）	△31.4%	△24.3%

4) 東京都環境影響評価制度に関する事務

（新規）都営辰巳一丁目団地建替事業

平成 23 年 8 月 11 日に調査計画書の公示。縦覧は 8 月 22 日までで終了。8 月 30 日に区長意見を提出。

（継続）（仮称）東京港臨港道路南北線建設計画

平成 20 年 12 月 18 日に区長意見を提出。平成 21 年 2 月の「事業者の意見を聴く会」実施以降現在に至っている。

5) 環境保全対策資金融資

中小企業融資のうち、環境保全対策資金の事前審査を温暖化対策課の担当事務とし、融資決定の審査は、経済課で実施。平成 21～23 年度における実績は以下の通りである。

【環境保全対策資金融資申請・承認実績】

	申請・承認件数（件）		
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自動車の低公害化	6	5	4
省エネルギーの推進 (インバーターシステムの導入有り)	1	0	0

6) こどもエコクラブ事務局

地方事務局として、こども達（3 歳～高校生）が主体的に行う環境学習及び環境の保全に関する活動を支援。小学校・幼稚園等関係機関に加入を呼びかける。平成 21～23 年度における登録状況は以下の通りである。

【区内クラブ登録状況】

年度	クラブ数	会員（こども）数	サポーター（大人）数
平成 21 年度	9	485	48
平成 22 年度	8	286	41
平成 23 年度	9	233	32

⑫ 職員自主企画調査事業

平成 24 年度 1 月 24 日（火）～25 日（水）に新潟県柏崎市において自主企画調査を実施しており、平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	配当額	決算額	執行率
職員自主企画調査事業	133	133	100.0%

1 日目は柏崎市役所においてエコ事業所認定・エコポイント制度検討に関するヒアリング調査を行った。また、2 日目は柏崎刈羽原子力発電所の視察を実施した。

⑬ CITY IN THE GREEN 実現事業

平成 23 年度の区民まつり中央まつりにブースを出展し、家庭における緑視率を向上させることを目的として、区民に観葉植物を配布している。平成 23 年度の予算現額及び決算額は以下の通りである。

(出所：環境清掃部温暖化対策課 事業概要)

(単位：千円)

	配当額	決算額	執行率
CITY IN THE GREEN 実現事業	882	882	100.0%

(2) 監査手続

環境清掃部温暖化対策課の事業概要について、インタビューによる説明を受けた。各事業の内容についてヒアリングを行い、温暖化対策課の事業計画及び目標についてヒアリングを行った。地球温暖化防止設備導入助成事業については、平成 23 年度における申請一覧表を入手し、抽出したサンプルにつき、申請書類及び手続きについて検討を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① 江東区域の CO₂排出量について

温暖化対策課は基本施策の管理指標として「江東区域の CO₂排出量」を用いており、短期、中期、長期目標の要となる指標である。区は、江東区環境基本計画（以下、「環境基本計画」）において、地球環境貢献目標として、短期、中期、長期と期間を区切り、それぞれ以下の CO₂削減目標を掲げている。

(出所：環境基本計画（平成 22 年 3 月）

【地球環境貢献目標】

CO ₂ 排出量を 2005 年度比で	短期目標（2014 年度まで）	△10.0%
	中期目標（2020 年度まで）	△20.0%
	長期目標（2050 年度まで）	△80.0%

基準年度である 2005 年度において、江東区域の CO₂排出量は 2,517 千 t、短期目標年度である 2014 年度における目標排出量を 2,256 千 t（10%減）とし、現状の対策のまま推移した場合

の 2014 年度における CO₂ 排出量を 2,707 千 t と試算。したがって、2014 年度までには、451 (2,707-2,256) 千 t の削減が必要であるという考えが、環境基本計画における CO₂ 削減目標の出発点である。

区が用いる江東区域 CO₂ 排出量実績は、(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」) が発行する「特別区の温室効果ガス排出量(以下、「『特別区温室効果ガス排出量』」という)に基づいているが、温室効果ガス排出量推計には、全国的に統一された算定方法は存在せず、算定手法については、以下の説明書きがある。

本算定手法は、東京都内の各市区町村が、温室効果ガス排出量を算定する際の標準的な手法として各市区町村の現況推計を同一ベース・同一手法により、可能な限り市区町村単位の統一データを取得して算定を継続することによって、経年変化を捉え、総体的に把握していくことを目的に確立したものです。そのため、各市区町村が従前から独自に行っている算定と本算定では、手法及び算定数値が異なる場合があります。

温室効果ガス排出量推計には、全国的に統一された算定方法はなく、国のマニュアルにおいても参考情報として示されるにとどまっています。

しかし、市区町村の地球温暖化対策としては、現状の把握が重要であり、地域の特性に見合った対策の把握・評価のために、地域の温室効果ガス排出量の算定が欠かせません。また、省エネルギー・節電が喫緊の課題となった昨今、地域全体としていかにエネルギーを抑制するかがさらに重要となっています。

本算定手法に基づく排出量データは、各市区町村が率先して独自の政策判断と施策を打ち出すための基礎情報としての有効な活用が期待されます。

(出所：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」に関するプレスリリースの説明文)

環境省地球環境局地球温暖化対策課が作成する「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン」は、計画目標として以下の 3 つを定めている。

総量目標：総量削減として規定するもの

原単位目標：原単位にて規定するもの(活動量当たりの排出量)

事業量目標：個別事業の事業量にて規定するもの

このうち、市区町村においては事業量目標が基本とされており、総量目標及び原単位目標の目標設定は必ずしも要求はされていない。この点、区は自主的に総量目標を定め、長期目標としたものである。しかしながら、『特別区温室効果ガス排出量』の CO₂ 排出量はその計算方法が複雑であり、その増減要因を特定することは容易ではない。『特別区温室効果ガス排出量』によれば、2005 年から 2009 年度の江東区域における部門別 CO₂ 排出量の推移は以下の通りであるが、区は増減要因の特定と分析を行っていない。

<表Ⅲ-7>

【江東区における部門別二酸化炭素排出量の推移】

(出所：「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2009 年度¹）：オール東京 62 市町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト（平成 24 年 3 月）」)

(単位：1000t- CO₂)

部門	2005	2006	2007	2008	2009
農業	0	0	0	0	0
建設業	85	76	85	81	83
製造業	242	211	253	235	214
産業部門	327	286	338	315	296
家庭	534	498	593	584	576
業務	1,138	1,156	1,451	1,615	1,403
民生部門	1,672	1,654	2,044	2,200	1,980
自動車	444	436	410	401	389
鉄道	36	34	44	44	38
運輸部門	480	471	453	445	427
廃棄物部門	39	30	33	43	49
合計	2,517	2,441	2,869	3,003	2,752

<意見事項 49> 管理指標としての「江東区の CO₂ 排出量」について

区は、総量目標を管理指標としているが、実際の事業施策のうち、CO₂ 削減量と結び付けて管理を行っているものは、太陽光発電システム及び高効率給湯器等の導入による CO₂ 削減量のみであり、区は自らの予想する CO₂ 排出量と『特別区温室効果ガス排出量』に公表される CO₂ 排出量との比較分析を行ってはいない状態である。

この点、区にとって、総量目標は管理不可能な指標となっている。管理不可能な数値によって目標管理を行っても、PDCA サイクルは機能しないものであるから、目標設定は区の管理可能なもので行い、実行可能な施策を行うことが望ましいと考えられる。

② 総量目標の管理について

区は、「環境基本計画」改定に際して、K 社との間で業務委託契約を締結している（契約日：平成 21 年 4 月 13 日 契約金額：766 万円（競争入札））。委託仕様書によれば、主な委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 計画改定にあたっての課題分析、資料作成などに関する業務
- (2) 事務局案作成に係る支援

¹ 平成 24 年 3 月発行版における最新実績は 2009 年度（平成 21 年度）の数値である。

- (3) 江東区環境基本計画改定専門委員会（11 回程度）への運営協力
- (4) 庁内検討会（改定委員会、幹事会）への運営協力
- (5) 中間のまとめ（計画骨子）作成に係る支援
- (6) 中間のまとめに対するパブリックコメント及び区民説明会実施に係る支援
- (7) パブリックコメント及び区民説明会での意見・課題整理に係る支援
- (8) 計画素案の作成に係る支援
- (9) その他
- (10) 計画書の作成

環境基本計画の実行主体は区であり、当該報告書の内容及び結果を利用し、実行していくためには、区側も委託先と同程度に報告書の内容を理解し、情報を共有していく必要がある。

ここで、総量目標に関連して、以下の環境基本計画に記載される対策メニューごとの CO₂削減目標の内容について、調査したところ、十分な引き継ぎが行われておらず、その内容について把握されていなかった。

<表Ⅲ-8>

【対策メニューごとの CO₂削減目標】

（出所：江東区環境基本計画（平成 22 年 3 月））

	区分	対策メニュー	2014 年度目標		2020 年度目標	
			(t-CO ₂)	寄与率 (%) (*1)	(t-CO ₂)	寄与率 (%) (*1)
区の取り組み(*2)			210,958	4.7%	473,746	11.3%
	再生可能エネルギー等の利用促進	再生可能エネルギーの導入・利用拡大	4,812	0.1%	22,014	0.5%
	地域におけるエネルギー使用の 合理化と転換を図る取り組み	産業・業務部門に対する省エネルギー推進	127,638	2.8%	219,063	5.2%
		家庭部門に対する省エネルギー推進	69,016	1.5%	180,393	4.3%
		交通・運輸部門に対する対策の推進	5,464	0.1%	48,355	1.2%
	低炭素社会に向けた区民・事業者・区の連携による取り組み	連携のためのシステム・組織づくり	-	0.0%	-	0.0%
		人材育成の推進	-	0.0%	-	0.0%
	低炭素社会を目指したまちづくり	まちづくりにおける取り組みの推進	-	0.0%	-	0.0%
	ヒートアイランド現象の抑制・緩和	ヒートアイランド抑制・緩和に向けた「風の道」の創出	20	0.0%	20	0.0%
		緑化や打ち水等による人工被覆面の熱環境改善の推進	15	0.0%	31	0.0%
		空調等の負荷による人工排熱抑制の推進	-	0.0%	-	0.0%
	循環型社会に向けた取り組み	ごみ減量の推進	3,993	0.1%	3,871	0.1%
		資源の有効活用の推進	-	0.0%	-	0.0%
	環境教育・学習の取り組み	学べる場と機会の充実	-	0.0%	-	0.0%
国と東京都の取り組み		環境交通の推進 電気の低炭素化による効果 地球温暖化対策報告書制度 等	240,381	5.3%	364,935	8.7%
合計			451,338	10.0%	838,680	20.0%

*1 2005 年度（基準年度）比の削減効果の内訳

*2 区の取り組みの中には、区独自の取り組みや、国や東京都と連携した取り組みが含まれています。

<意見事項 50> 総量目標の管理コストについて

環境基本計画の改定時には、区側から３人の担当者を配置し、委託先とその内容についての理解を共有していたが、監査訪問時現在、当時の３人の担当者はいずれも他部署へ異動しているとのことである。

しかしながら、環境基本計画が施策実行の骨組みとなる重要な部分であるのであれば、人事異動を見越した引継ぎをすることが望ましく、もし総量目標が重要でない管理指標であるのであれば、複雑な総量目標の管理のために不要な経費がかかっていると考えるため、検討が必要と思われる。

<意見事項 51> 新たな管理指標及び事業目標の設定の必要性について

江東区事務概説（平成 23 年度）によれば、「温暖化対策課は、環境調整係、環境推進担当、環境学習情報館からなっており、江東区環境基本計画に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器導入の推進、環境情報の発信や区民への啓発活動、環境教育の充実等地球温暖化対策における様々な取り組みを積極的に進めている。」とあり、その出発点は環境基本計画にある。しかしながら、その環境基本計画の根幹を構成する、総量目標としての CO₂削減目標が実際には計画上、機能していないのは前述の通りである。

温暖化対策課は、地球温暖化防止や環境保護のために有効と思われる施策を検討し、多くの事業を展開しており、例えば、カーボンマイナスこどもアクション事業のように毎年賛同者を増加させている事業も存在する一方で、目標管理指標である CO₂削減値が総量として把握できないため、その効果を測ることが困難な状況にある。

温暖化対策課においても、現在の状況には問題があると認識しているとのことであり、総量目標に代わり、現在は様々な方向性で展開している各事業の効果を結び付け、同じ土俵で測ることができる管理指標を検討しているとのことであり、今後の改善が望まれる。

4-2. 環境学習情報館（えこっくる江東）事業

（1）概要

江東区環境基本計画（平成10年2月策定、平成16年3月改定）において、環境問題の解決には、環境情報の提供や環境学習の体系的な推進による、区民・事業者・行政のパートナーシップの形成が不可欠であるとした。環境学習情報館（以下、「えこっくる江東」）は、そのための施策として、環境学習及び環境情報の提供・発信拠点となる環境学習施設として整備されたものであり、清掃事務所統合に併せて、平成19年2月に設置された公設公営施設である。

設備の概要としては、1階部分に常設展示室、2階部分に企画展示コーナー、情報コーナー、ワークショップルーム、事務室、研修室、屋上に太陽光発電パネル、風力発電、屋上緑化、また屋外にはビオトープ²が設けられている。

えこっくる江東は、環境学習の継続性を高め、広く学習の機会を提供することを目的として、こどもから大人まで幅広い年齢層を対象に、様々な視点から環境を考えるテーマで講座を実施しており、また、登録団体の活動を支援するため研修室等を無料で貸出したり、学習講座をサポートする区民ボランティアを養成している。

えこっくる江東が行う主な事業は、①（環境学習情報館）管理運営事業、②環境フェア事業、③江東エコキッズ事業、④エコリーダー養成事業、⑤ソーラーカー・チャレンジ計画事業の5つであり、各事業の概要は以下の通りである。

① 管理運営事業

管理運営事業の平成19～23年度における予算現額と決算額の推移は以下の通りである。

（出所：平成19～23年度歳出 事業別執行状況）

（単位：千円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
環境学習情報館管理運営事業					
予算現額	18,050	23,794	29,783	30,998	28,743
決算額	16,989	22,834	27,163	29,410	26,071
執行率	94.1%	96.0%	91.2%	94.9%	90.7%

管理運営事業の目的は、環境学習の情報発信の拠点として、環境保全の講座や展示等の事業を実施し、区民が環境に配慮した取り組みができるよう支援することにより、平成23年度の実績として、以下の実績の報告を受けている。

● 環境学習事業

387 事業

7,421 人参加

² ビオトープ（Biotop：ドイツ語）とは、生物群集の生息空間を示す言葉であり、生物が住みやすいように環境を改変することを指すこともある

- 利用者数

33,373 人（うち環境フェア参加者 22,223 人、環境学習事業参加者 7,421 人、常設展示室等 3,729 人）

※ 平成 23 年度開館日数 305 日

管理運営事業に含まれる主な活動・支出内容としては、以下の通りである。

1) 環境学習推進員（非常勤職員）

3 名採用（平成 19 年 1 月、平成 19 年 10 月、平成 23 年 4 月採用）

※ 報酬額は採用 4 年目から増額

2) エコサポーター活動

1 階常設展示室を中心に情報館の来館者・団体客に対しての説明、案内を行っている。毎年養成講座を開催し、登録、任期は 3 年（希望者は再登録可）である。エコサポーターへの謝礼は半日単位で 1,000 円（費用弁償）。平成 23 年度実績 468 回。

- 第 6 期エコサポーター養成講座 平成 24 年 1 月 14 日～3 月 3 日（全 5 回）

受講者数 10 名 エコサポーター登録数 6 名（合計登録者数 35 名）

- フォローアップ講座 平成 23 年 6 月 18 日～平成 23 年 12 月 24 日（全 9 回）

展示案内のスキルアップを目的に実施。

☆ 1 年目対象：展示情報を整理・共有し展示案内シナリオを作成

6 月 18 日、7 月 9 日（2 回）

☆ 全員対象：展示案内用のツールを作成

9 月 3 日、10 月 22 日、11 月 5、12、26 日、12 月 10、24 日

3) みどりのカーテン事業

つる性植物（ゴーヤー・朝顔等）を育てて「みどりのカーテン」を作り、日よけ効果を体験・実証する。

- みどりのカーテンコンテスト（平成 18 年度～）

- みどりのカーテン設置（平成 19 年度～）

平成 23 年度みどりのカーテン設置場所（12 か所。小学校 3、保育園 7、その他 2）

内訳 元加賀小学校、毛利小学校、北砂小学校、辰巳第三保育園、亀戸第四保育園、大島第五保育園、城東保育園、潮見保育園、豊洲保育園、毛利保育園、城東老人福祉センター、えこつくる江東

- みどりのカーテン大作戦（平成 21 年度～：平成 21、22 年度は「モニター100」）

専門家による講座を開催 平成 23 年 5 月 7 日（土）、8 日（日）

4) 環境学習事業委託

委託先 特定非営利活動法人えこ・あくしょん江東（以下、「えこ・あくしょん江東」）（平成 23 年度 100 事業）、他 6 団体

- 環境学習プログラムの開発
- 講座・ワークショップ・講演会等の企画運営
- 観察会、フィールドワーク等の企画運営
- 企画展示の企画運営
- 区民まつり等での環境学習事業実施
- 環境に関する調査の実施及び報告
- 環境学習ツール（ワンダーボックス）の活用

5) 情報コーナー図書DVDの購入

子ども向け環境学習図書を中心に蔵書

蔵書数 絵本、参考図書 約 700 冊

DVD、ビデオ 10 本

6) その他

施設管理費（電話料、テレビ受信料・施設保険料など）

② 環境フェア事業

環境フェア事業の平成 19～23 年度における予算現額と決算額の推移は以下の通りである。

（出所：平成 19～23 年度歳出 事業別執行状況）

（単位：千円）

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
環境フェア事業					
予算現額	3,617	5,444	6,139	6,653	6,653
決算額	2,571	4,562	6,132	6,449	6,556
執行率	71.1%	83.8%	99.9%	96.9%	98.5%

「持続可能な社会を目指して、区民、事業者、行政などの各主体が良好なパートナーシップのもとに協働し、環境に配慮したライフスタイルを確立することを目的として、毎年環境月間である 6 月に環境フェアを開催している。環境フェアは、主に以下のものを紹介する事業であるとの説明を受けている。

- 環境団体（NPO等）や企業による体験プログラム
- 企業のCSR活動紹介
- 環境配慮型商品等の紹介
- ごみ・リサイクル及び温暖化対策に関する取組み紹介

平成20年度から平成23年度における開催日、参加ブース数と参加者数の推移は以下のとおりである。

年度	開催日	参加ブース数	参加者数
23年度	6月5日（日）	56ブース	22,223人
22年度	6月6日（日）	51ブース	15,883人
21年度	6月7日（日）	48ブース	13,038人
20年度(*1)	7月13日（日）	37ブース	8,400人

*1 20年度は、北海道洞爺湖サミット（7月7～9日）に併せて開催

*2 19年度は、6月9日（土）、10日（日）の2日間実施、850人参加。えこっくる事業として実施。20年度より実行委員会形式となる。

また、環境フェアに係る主な経費内訳は以下のものであるとの説明を受けている。

- 広報費（ポスター・チラシ）作成
- 会場費（会場設営・撤去）委託
- 催事費（巡回バス借上げ・来場者記念品・イベント委託、ステージ出演者謝礼等）
- 運営費（実行委員会開催通知郵送料等）

③ 江東エコキッズ事業

江東エコキッズ事業の平成19～23年度における予算現額と決算額の推移は以下の通りである。

（出所：平成19～23年度歳出 事業別執行状況）

（単位：千円）

	19年度	20年度	21年度※	22年度※	23年度
江東エコキッズ事業					
予算現額	2,169	3,054	3,334	3,334	3,334
決算額	1,854	2,719	3,333	3,332	2,644
執行率	85.5%	89.0%	100.0%	99.9%	79.3%

※ 平成21年度より3ヶ年計画で「ソーラーカーチャレンジ計画事業」を実施（平成23年度より別事業として独立）しているが、上記推移表においては、比較を容易にするため平成21・22年度分には「ソーラーカーチャレンジ計画事業」の全額は含めていない。

江東エコキッズ事業は、子どもが環境問題、環境保全の重要性を認識し、広い視野を持って行動するきっかけとなる野外活動やワークショップなどの参加・体験型のプログラムを実施している。

環境学習を継続的に受けられるサポートとして、3歳から中学3年生までを対象とした江東エコキッズクラブを平成19年12月8日より運営し、平成24年3月31日現在の登録状況は490人。プロ・ナチュラリストによる1年間の連続講座、わくわくさんの工作教室など、人気講座を展開している。以下は年度毎の登録者数の推移である。

エコキッズ事業・登録者数推移

年度	登録者数 (延べ人数)
19	40
20	78
21	220
22	375
23	490

また、江東エコキッズ事業に係る主な経費内訳は以下のものであるとの説明を受けている。

- 運営費（グレードアップ時記念品購入・会員向通信費）
- 夏休み事業（チラシ作成・直営分³謝礼・直営分消耗品購入・当選者通信費など）
- 親子自然観察事業（プロ・ナチュラリスト講座）

④ エコリーダー養成事業

エコリーダー養成事業の平成19～23年度における予算現額と決算額の推移は以下の通りである。

（出所：平成19～23年度歳出 事業別執行状況）

（単位：千円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
エコリーダー養成事業					
予算現額	583	582	582	582	582
決算額	546	573	580	534	526
執行率	93.6%	98.4%	99.6%	91.7%	90.4%

エコリーダー養成事業は、自発的に地球温暖化問題の解決に向けて行動できる区民を協働で

³ えこつくる江東で直接手配した講座に対するもの。

育成することを目的に平成 13 年度（2001 年度）から実施、「エコリーダー養成講座」を開催している。

エコリーダー養成講座の概要については以下の説明を受けている。

- 全 8～10 回の人材養成事業で、修了認定のためには 6 割以上の出席を必要としている。
- 講座の企画及び運営に養成講座の修了生が主体的に関わっている。
- 平成 21 年度よりさくらんぼ保育室による一時保育⁴を実施
- 平成 22 年度には第 10 期を迎えたため 10 周年記念事業を実施

その講座内容は、専門家を通して環境問題の基本を学ぶ概論講座、リーダーとして実践力を身に付ける参画型の講座、上記の両面を学ぶ連続講座等から構成され、第 1～11 期における養成講座の参加者の修了者数の推移は以下のとおりである。

＜表Ⅲ-9＞ エコリーダー養成講座 第 1～11 期参加者及び修了者数

期	参加者数	修了者数	修了率
1 期（平成 13 年度）	36	21	58.3%
2 期（平成 14 年度）	38	31	81.6%
3 期（平成 15 年度）	30	25	83.3%
4 期（平成 16 年度）	25	20	80.0%
5 期（平成 17 年度）	34	24	70.6%
6 期（平成 18 年度）	28	25	89.3%
7 期（平成 19 年度）	28	22	78.6%
8 期（平成 20 年度）	28	22	78.6%
9 期（平成 21 年度）	21	12	57.1%
10 期（平成 22 年度）	31	22	71.0%
11 期（平成 23 年度）	30	24	80.0%
合計	329	248	

⑤ ソーラーカー・チャレンジ計画事業

ソーラーカー・チャレンジ計画事業の平成 19～23 年度における予算現額と決算額の推移は以下の通りである。

⁴ エコリーダー養成講座は 18 歳以上が対象で、保育が必要な子ども（1 歳半～未就学児）を講座実施時間中、別室で保育士が預かることで、講座を受けやすくするために実施している。

(出所：平成 19～23 年度歳出 事業別執行状況)

(単位：千円)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
ソーラーカー・チャレンジ計画事業					
予算現額	-	-	10,206	4,759	15,000
決算額	-	-	10,204	4,578	14,950
執行率	-	-	100.0%	96.2%	99.7%

ソーラーカー・チャレンジ計画事業は、主に小中学生を対象として、平成 21 年度より 3 ケ年計画で実施した事業で、平成 23 年度に江東エコキッズ事業から独立している。ソーラーカー・チャレンジ計画事業の内容については、以下の説明を受けている。

ソーラーカーの製作を通して、自然エネルギーや最新の科学技術、そして地球環境など様々な分野への関心を深めてもらうため、芝浦工業大学の協力を得て企画したもの。継続学習の効果を狙い、目標を 2 年後のレース出場とした。

平成 23 年 8 月には鈴鹿で開催された国際格式レースに出場し、無事目標を達成、総合 10 位、クラス 5 位の成績を収めた。その後は、区民まつりやエコプロダクツ展等のイベントにも参加し、こどもたちが自らの体験を伝える広報活動に力を入れた。

なお、本事業は平成 24 年 3 月で終了するが、平成 21～23 年度の歳出は、実質的に全額が東京都からの補助金交付により賄われている。平成 24 年度は、予算総額を約 400 万円に縮小し、引き続き鈴鹿サーキットのレースに出場するとともに、製作したソーラーカーを環境学習ツールとして環境学習事業を行う「ソーラーカー活用事業」を実施予定である。

(2) 監査手続

環境学習情報館の平成 19～23 年度における歳出に関して、予算現額と決算額の推移表を入手し、環境学習情報館の各事業の概要についてヒアリングを行った。平成 23 年度の契約台帳を入手し、金額的に重要な契約につき、決裁書及び委託契約書を依頼し、内容をレビューした。環境学習情報館施設の常設展示室（1 階）、企画展示コーナー等（2 階）を視察し、利用状況等に関する質問を行った。環境基本計画の進捗状況について実績値を入手、内容についてヒアリングを行った。平成 21～23 年度のイベント事業実施数・参加者数に関する実績データ及び常設展示室・企画展示室来館者数の実績資料を入手。事業の実施状況をレビューするとともに、公表されるデータとの照合を行った。

(3) 監査の結果及び意見

① えこっくる江東の管理指標について

区は、江東区環境基本計画（平成 22 年 3 月）（以下、「環境基本計画」）において、えこっくる江東に関連する目標管理指標として以下の項目を掲げている。

＜表Ⅲ-10＞ 環境基本計画における管理指標（えこっくる江東）

（出所：環境基本計画）

管理指標		平成 26 年度	平成 31 年度
4.13 環境情報の交流・共有			
環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数（人）		27,000	31,000
4.14 環境教育・学習の推進			
講座・イベント	開催回数（回）	300	300
	参加者数（人）	16,000 ⁵	18,000
エコリーダー養成講座修了者数（延べ）（人）		310	410

一方、温暖化対策課では、環境基本計画の実際の進捗状況について、平成 24 年 7 月に「江東区基本計画基本施策及び重点事業進捗状況評価〔平成 23 年度〕」（以下、「進捗状況評価」）として取りまとめ、環境基本計画と併せて、区のホームページの以下 URL に公表されている。（URL：http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/70/7270.html）

＜意見事項 52＞ 講座・イベントの開催状況の管理について

講座・イベントの開催状況における開催回数は、環境基本計画の管理指標となっている。講座・イベントの開催状況については、えこっくる江東職員が表計算ソフトを用いて、講座毎の管理を行っているとのことであり、平成 21～23 年度における講座・イベントの開催状況につき、資料を入手し確認した。

その結果、開催回数に不一致部分が見受けられたが、その原因につき、職員に確認をしたところ、開催を計画したものの最終的に中止になった事業について、開催回数に含めてカウントしている場合、していない場合があるとのことであった。開催回数に含める場合と含めない場合とで、中止理由に相違があるわけではなく、本来的には開催回数に含めないのが正しい処理であると伺っている。また、平成 22 年度の参加者数にも不一致が見受けられた。

この点、当該数値は、環境基本計画における管理指標ともなっているため、その集計に際しては、集計方法に関する規則を定め、統一した方法で集計を行う必要があると思われるため、その管理方法を改善する必要がある。

② 環境フェアの参加者について

環境基本計画の進捗状況を確認するため、平成 19～23 年度における実績値を環境学習情報館の職員より入手した。以下がその推移表である。うち平成 22 年度数値については、進捗状況評価において公表されている。

⁵ 講座・イベントの参加者数の平成 26 年度の計画値は「長期計画の展開 2011」（平成 23 年度）より 20,500 に変更されている。

表Ⅲ-11 【江東区が目指す10年後の姿と実績—環境情報の交流・共有、環境教育・学習の推進】
(出所：環境学習情報館提出資料)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
4.13 環境情報の交流・共有					
環境学習情報館「えこつくる江東」利用者数	12,161	22,404	29,759	31,385	33,373
4.14 環境教育・学習の推進					
講座・イベントの開催状況	開催回数	164	258	326	377
	参加者数	3,826	13,808	20,532	22,384
エコリーダー養成講座修了者数（延べ）	168	190	202	224	248

このうち、「環境学習情報館「えこつくる江東」利用者数」及び「講座・イベントの開催状況の参加者数」について内訳資料を入手したところ、当該数値の両方に年1度開催される環境フェアの参加者数が含まれている。また、環境学習情報館「えこつくる江東」利用者数には講座・イベントの参加者も含んでいるとのことであるため、その内訳を示すと以下のようになる。

表Ⅲ-12 「環境学習情報館「えこつくる江東」利用者数」及び「講座・イベントの参加者数」の内訳

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
講座・イベント参加者 A	3,826	5,408	7,494	6,501	7,421
環境フェア参加者 B	-	8,400	13,038	15,883	22,223
講座・イベントの開催状況 参加者数 C=A+B	3,826	13,808	20,532	22,384	29,644
常設展示室・企画展示室来館者 ⁶ D	8,785	8,596	9,227	9,001	3,729
環境学習情報館「えこつくる江東」利用者数 E=C+D	12,161	22,404	29,759	31,385	33,373

<意見事項 53> 環境フェアの参加者の開示方法について

環境フェアは年1度のみ開催されるイベントであるが、その参加者数は年々増加しており、年間の講座・イベント参加者数、常設展示室・企画展示室来館者数と比較した場合にも、その数は上回っている。各種の開示資料において、これらの人数の集計範囲及び方法に対する定義及び説明は無いが、管理指標の達成率が年1度のみ開催される環境フェアの参加者の多寡により大きく影響を受ける状況は望ましくないのではないかと考える。

温暖化対策課長に質問をしたところ、環境基本計画策定時には、環境フェアの参加者についても含めて目標値を設定しているが、講座・イベント参加者、環境フェア参加者、常設展示室・企画展示室来館者のそれぞれの目標値設定では無く、あくまで合計値のみでの管理目標として設定したものであるとのことであった。

⁶ 来館者数については、毎日、終業時に行うミーティングにて、職員が把握しているその日の来館者数をカウントしているとのことである。

この点、もし、環境フェアの参加者を管理目標に含めるのであれば、元々、目標が異なる事業であり、参加者数を単純合計するとその影響も重要であることから、年間を通じた講座・イベント、常設展示室・企画展示室来館者とは分けて、目標を設定し、分かりやすい開示をするべきと思われる。

また現在の計画値によると、平成 21 年度現在において既に目標を達成しており、達成目標数値としては、やはり適当ではないため、目標値の設定についても改善が必要と思われる。

<意見事項 54> 管理指標と事業目標設定の必要性について

えこっくる江東は、環境学習の継続性を高め、広く学習の機会を提供することを目的として、こどもから大人まで幅広い年齢層を対象に、様々な視点から環境を考えるテーマで講座を実施している。ここで環境学習の効果は測定することが難しいものであり、環境基本計画に定められる管理目標である「環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数」、「講座・イベントの開催状況（開催回数、参加者数）」、「エコリーダー養成講座修了者数（延べ）」は、定量的な管理指標としての意義があると思われる。

しかしながら、環境学習を推進していくうえで本来の目標とすべきは、環境学習を通して実現すべき内容であると思われる。この点、えこっくる江東においては、環境基本計画に定められる管理指標以外の事業目標及び計画が存在しないとのことである。事業の見直しとともに、管理指標についても、現在、検討中であると同っており、今後の改善が望まれる。

③ えこっくる江東の管理運営方法について

えこっくる江東の設置前、区の環境に関する情報提供及び啓発の施設として、「エコ・リサイクルハウス」が存在した。えこっくる江東の開館に合わせて、同施設は平成 18 年 11 月 30 日に閉館をしている。同施設の運営は、非営利活動法人「えこ・あくしょん江東」への委託により行われており、同法人へは現在も、えこっくる江東が環境学習事業を委託している。同施設では、環境関連の講座・学習会を実施し、その運営について、区民や各団体代表者の意見を聞くための運営協議会を年数回開催していたと同っている。同施設は、区が借り上げた施設の管理運営を業務委託する形態で行われており、現在の運営方法と比較した場合に、えこっくる江東は、区の職員による直営形態である点が大きく異なる。エコ・リサイクルハウス閉館までの平成 17～18 年度におけるエコ・リサイクルハウス管理運営事業の歳出に係る決算額は以下の通りである。

<表Ⅲ-13>

(単位：千円)

	エコ・リサイクルハウス管理運営事業（環境対策課）	
	平成 18 年度	平成 17 年度
委託料	5,069	6,030
土地・建物使用料	2,394	2,394
水熱水費	569	585
清掃料	412	521
通信費	203	249
その他	113	70
合計	8,760	9,849

注記

平成 16 年度は、環境促進普及経費のうち、エコ・リサイクル管理運営として決算額 1,475 万円であった。

一方、平成 23 年度におけるエコっくる江東の歳出に係る決算額（ソーラーカー・チャレンジ計画事業を除く）等の概要は以下の通りである。

<表Ⅲ-14>

(単位：千円)

	平成 23 年度		
	決算額	基金充当額等	一般財源
環境学習情報館管理運営事業	26,071	18,921	7,150
環境フェア事業	6,556	6,000	556
江東エコキッズ事業	2,644	2,000	644
エコリーダー養成事業	526	-	526
合計	35,797	26,921	8,876

これを見ると、みどり・温暖化対策基金積立金、都補助金等の充当を考慮すると、エコ・リサイクル基金と同程度であるが、エコっくる江東設置後、総コストである決算額は大きく増大している。

また、区の会計制度においては環境学習情報館の事業費として計上されないが、通常の企業会計と同様に考えた場合、直営に移行したことにより、区職員の人件費はその全額が環境学習情報館事業にかかる事業費として把握されるべき固定費である。以下は、平成 23 年度の環境学習情報館の職員の人件費概要である。

(出所：平成 23 年度 給与費支給実績【環境清掃部】、環境清掃部再雇用職員費)

	人数	平成 23 年度給与費合計
一般職員	4 名	27,860 千円
再雇用	2 名	5,361 千円
合計	6 名	33,222 千円

注記

上記以外に、社会保険料の事業主負担分がある。

さらに、平成 18 年 9 月に竣工した現在の清掃事務所の建物は、建築・設備工事費で 11 億 1,180 万円を要しており、延床面積比率で計算するとエコっくる江東分は 3 億 0,674 万円（エコっくる江東分 1,028.54 m² / 延床面積 3,727.97 m²）、さらに、それ以外の什器備品等も購入している。通常の企業会計と同様に考えると、それらの減価償却費も、環境学習情報館事業に係る事業費として把握されるべき固定費である。

<意見事項 55> エコっくる江東の管理コストについて

上記の通り、エコっくる江東設置後、環境学習に係る事業費は大きく増加しており、特に直営形態への移行により、固定費負担が発生していることから、その有効利用方法の再検討が必要と思われる。

④ 特命契約について

特命契約による弊害については、「意見事項 49（特命契約における留意事項）」で前述した通りであるが、エコっくる江東が締結する契約についても、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 1 号を該当条項とする特命契約が多い。

<意見事項 56> エコっくる江東の特命契約について

区の方針として、区民と行政のパートナーシップ（協働）の推進を一つの目的としていることもあるが、一般的に環境学習を事業目的とする団体自体の数が少ないと考えられ、競争を通じて妥当性を検証するのは難しいと思われる。したがって、特命随意契約を締結する際には、より慎重かつ厳正な運用を行い、長期間の特命による弊害が発生しないよう注意する必要があると考える。

エコっくる江東が締結する特命契約のうち、特に、エコ・あくしょん江東については、長期に亘り環境学習事業委託を行っている。特定非営利活動法人として、事業報告書の提出も行っていることから、事業報告書の内容も確認することが望ましいと思われる。また、みどりのカーテン委託事業を委託している江東エコリーダーの会は、エコっくる江東が開催する「エコリーダー養成講座」で育成した卒業生らで組織した環境団体であり、必然的に、エコっくる江東との関係が深い団体であるため、慎重な姿勢が必要であろう。以下は、平成 23 年度の業者推薦書におけるエコ・あくしょん江東と江東エコリーダーの会との契約概要である。

【環境学習事業委託（平成 23 年度）】

件名	環境学習事業委託
履行期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
設計金額	315 万円
業者名	特定非営利活動法人えこ・あくしょん江東
該当条項	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
業者推薦理由	上記団体は複数の環境団体を母体とした連合組織であり、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的に活動する江東区唯一の環境団体である。 この団体は、江東区における環境学習、環境情報、環境活動の場であったエコ・リサイクルハウスの運営を受託し、当該施設が閉館（平成 18 年 11 月末）となった後は、環境学習情報館の開設準備期間のみならず開設後においても、環境学習情報館の環境学習事業を受託している実績をもつ。 そしてこの団体は、連合組織という特長を活かすことにより、構成団体がそれぞれの得意とする分野を受け持つことで事業内容の充実を図れる上に、多くの団体が参加することで、結果的に環境学習事業に多くの区民が参加することとなり、環境問題についての区民と行政のパートナーシップ（協働）の形成に役立つものと考えられる。 以上の点から、環境学習事業委託において、確実な遂行と適切な対応が認められるため、当団体を推薦することといたしたい。

【みどりのカーテン委託事業（平成 23 年度）】

件名	みどりのカーテン委託事業
履行期間	契約確定日（平成 23 年 6 月 11 日）翌日から平成 23 年 11 月 30 日まで
設計金額	201 万円
業者名	江東エコリーダーの会
該当条項	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
業者推薦理由	標記団体は、環境学習情報館が開催する「エコリーダー養成講座」で育成した卒業生らで組織した環境団体である。 みどりのカーテン事業を開始した平成 19 年度には、同団体が当館におけるみどりのカーテン設置及び効果の検証を行い、他施設への普及事業を行った平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年間については、当館外 12 施設でみどりのカーテン設置及び効果検証の実績がある。 区民と行政のパートナーシップ（協働）を進めるために、同団体を推薦し、確実な遂行と適切な対応を履行させることといたしたい。

⑤ 「ソーラーカー活用事業」の方向性について

ソーラーカー・チャレンジ計画事業は、平成 24 年度については、「ソーラーカー活用事業」に名称変更し、予算総額を約 400 万円に縮小する形で継続している。

ソーラーカー活用事業の予算は、主にソーラーカー・チャレンジ計画事業で製作したソーラーカーの維持管理費用、区民チーム「STEP 江東」のメンバー 17 名が鈴鹿のレースに参加す

るための経費からなっているとのことである。

平成 21～23 年度のソーラーカー・チャレンジ計画事業は、参加する中・高生の将来を育む夢のある事業である一方で、都の補助金により運営されていたが、平成 24 年度からのソーラーカー活用事業は、区の全額負担での実施となる。

ソーラーカー・チャレンジ計画事業は、ソーラーカーの製作を通して、自然エネルギーや最新の科学技術、そして地球環境など様々な分野への関心を深めてもらうという目的もあり、環境学習との関連性も見受けられるが、ソーラーカーレースに参加するという目標は、当初の事業目的ではないものと思われる。

この点、本来の環境学習としての立ち位置を明確にした事業目的を示す必要があると思われる。

4－3．美化推進事業

(1) 概要

江東区をきれいで住みよいまちにするために、「江東区みんなでまちをきれいにする条例」(平成 10 年 1 月 1 日施行) 及び「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」(平成 21 年 7 月 1 日施行) を制定している。

「江東区みんなでまちをきれいにする条例」

空き缶・吸い殻等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、美しく快適な生活環境の保全を図り、もって江東区のまちをきれいにすることを目的とし、区民等に道路、河川、公園、公開空地その他公共の場所に、空き缶・吸い殻等を捨てることなどを禁じている。また、区の責務として、条例の目的を達成するため、総合的な施策を講じ、区民等、事業者及び土地所有者等に対して意識の啓発を図らなければならない、と定めている。

「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」

歩行喫煙等の防止に関し、区、区民等、事業者及び関係行政機関の責務を明らかにする等必要な事項を定めることにより、区民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって安全かつ清潔な生活環境を保全することを目的とする。

区民等に、公共の場所における、歩行喫煙又はたばこの投げ捨て、区が禁煙重点地区として指定した地区における、路上喫煙を禁じている。これらに違反した者に対しては、その行為の是正又は中止の指導をすることができるとし、禁煙重点地区において違反した者が指導に従わない場合には、その行為の是正又は中止を勧告することができる。また、当該勧告に従わないときは、事実経過を公表することができる、と定めている。

また、区の責務として、条例の目的を達成するため、広報活動、啓発活動、指導、助言その他の必要な施策を実施しなければならない、と定めている。

上記の条例に基づき、さまざまな施策を実施しており、その主な事業は「みんなでまちをきれいにする運動事業」、「アダプトプログラム事業」である。

① みんなでまちをきれいにする運動事業

予算現額	60,397 千円	決算額	58,065 千円	執行率	96.1%
------	-----------	-----	-----------	-----	-------

当該事業の主な内容は、以下のとおりである。

1) 一斉清掃

区民と行政が一体となって、道路・公園など区内を一斉に清掃することで、まちの美化の推進を図っている。区は参加団体へ清掃用具を配布しごみの回収を行っている。

2) 条例啓発及び美化啓発（駅頭）キャンペーン

歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止の呼びかけ等の普及活動・実践活動を行っている。

区外からの通勤・通学者に対して、企業・商店街・町会等の協力を得て、主要駅頭で美化キャンペーンを行っている。

3) 「ポイ捨て禁止・歩きタバコ禁止」路上表示

区内主要駅周辺の歩道などに、「歩きタバコ禁止・ポイ捨て禁止」の路上表示を行い、歩行者のモラルの向上とマナーアップを図っている。

4) 歩行喫煙・ポイ捨て等防止のパトロール

区内全域歩行喫煙及びポイ捨て行為の禁止、禁煙重点地区内における路上喫煙禁止についてのPR及び禁止行為の是正・中止の指導を行うことにより、禁止行為を防止するとともに区民等の喫煙マナーの向上に資するため、禁煙重点地区（10 駅）を中心に警備会社によるパトロールを実施している。

区のホームページにおいて、「禁煙重点地区」は巡回指導員が巡回して、違反者に是正・中止を指導し、指導に従わない場合は氏名を公表することがある、としているが、実際には、指導に従わない者に対し、条例に基づく勧告、事実経過の公表、氏名の公表は行っていない。

② アダプトプログラム事業

予算現額	1,381 千円	決算額	1,299 千円	執行率	94.1%
------	----------	-----	----------	-----	-------

1) わがまち江東きれいに活動

地域に暮らす区民や事業者が、区立公園や区道にわが子のような愛情を注いで、定期的（週1回程度）に清掃する活動を行っている。

(2) 監査手続

歩行喫煙等防止パトロール委託契約（4,222 万円）の契約事務について、契約関係書類を入手して検討した。パトロールを実施している駅のうち、東陽町及び亀戸におけるパトロールの業務報告書を入手し、歩行喫煙、ポイ捨て等の状況を把握した。

(3) 監査の結果及び意見

歩行喫煙等防止パトロール委託契約は、指名競争入札にて契約先を決定している。契約事務において、特に問題はなかった。

警備会社から提出された平成 23 年度の業務報告書に基づく、東陽町、亀戸におけるパトロールの状況は、以下のとおりである。

<東陽町>

<表Ⅲ-15>

		啓発・指導人数(人)				清掃収集物(個)			
23 年度	パトロール 日数	立ち止まって 喫煙	歩行喫煙	吸殻の ポイ捨て	空缶・紙くず 等ポイ捨て	吸殻	タバコ 空箱	空き缶	紙くず
4月	20 日	337 (1)	311 (3)	63 (4)	6 (-)	36,130	885	1,703	174
5月	19 日	336 (-)	264 (-)	61 (5)	6 (-)	36,740	835	1,866	141
6月	22 日	357 (-)	263 (-)	30 (2)	4 (1)	44,070	905	2,448	166
7月	20 日	316 (-)	220 (1)	38 (1)	7 (-)	38,065	864	2,637	156
8月	23 日	386 (3)	325 (5)	61 (3)	13 (2)	52,445	1,232	2,910	190
9月	20 日	306 (-)	249 (-)	50 (-)	14 (-)	38,783	2,533	2,544	162
10月	20 日	354 (2)	293 (4)	54 (4)	13 (1)	41,740	901	2,181	140
11月	20 日	325 (-)	265 (5)	50 (-)	3 (-)	39,550	892	1,937	381
12月	19 日	297 (1)	254 (2)	59 (3)	9 (-)	42,780	973	1,859	134
1月	19 日	279 (-)	256 (-)	37 (-)	2 (-)	42,070	794	1,534	130
2月	21 日	322 (2)	284 (3)	46 (3)	2 (-)	41,790	853	1,654	142
3月	21 日	289 (-)	264 (-)	27 (-)	6 (-)	38,080	843	1,514	120
合計	244 日	3,904 (9)	3,248 (23)	576 (25)	85 (4)	492,243	12,510	24,787	2,036
1日平均		16.0 (0.0)	13.3 (0.1)	2.4 (0.1)	0.3 (0.0)	2,017.4	51.3	101.6	8.3

< 亀戸 >

< 表Ⅲ-16 >

		啓発・指導人数(人)				清掃収集物 (個)			
23 年度	パトロール 日数	立ち止まって 喫煙	歩行喫煙	吸殻の ポイ捨て	空き缶・紙くず 等ポイ捨て	吸殻	タバコ 空箱	空き缶	紙くず
4月	20 日	521 (435)	436 (360)	328 (283)	0 (-)	25,300	1,046	1,423	150
5月	19 日	459 (375)	478 (381)	353 (336)	0 (-)	25,320	1,071	1,270	147
6月	22 日	388 (287)	431 (313)	310 (271)	10 (3)	24,620	918	1,072	145
7月	20 日	263 (161)	272 (160)	154 (104)	4 (3)	19,950	607	847	104
8月	23 日	300 (195)	330 (213)	214 (158)	0 (-)	22,940	747	948	132
9月	20 日	312 (223)	302 (210)	201 (148)	2 (-)	19,520	661	770	115
10月	20 日	263 (188)	341 (238)	210 (158)	15 (10)	20,470	666	725	117
11月	20 日	278 (199)	352 (245)	213 (163)	7 (-)	20,520	679	743	121
12月	19 日	262 (187)	323 (218)	175 (127)	0 (-)	18,230	538	624	112
1月	19 日	255 (184)	334 (230)	168 (117)	0 (-)	19,530	527	684	114
2月	21 日	247 (169)	357 (247)	198 (139)	2 (2)	19,910	620	657	117
3月	21 日	203 (139)	297 (213)	169 (120)	0 (-)	16,720	484	471	101
合計	244 日	3,751 (2,742)	4,253 (3,028)	2,693 (2,124)	40 (18)	253,030	8,564	10,234	1,475
1日平均		15.4 (11.2)	17.4 (12.4)	11.0 (8.7)	0.2 (0.1)	1,037.0	35.1	41.9	6.0

※ ()内の数字は、注意したが無視をした人数であり内数である。

< 意見事項 57 > ポイ捨て、歩行喫煙への対応

東陽町、亀戸の業務報告書を見ると、パトロールにおいてポイ捨て、歩行喫煙等が発見され指導される人数はそれほど多くはないが、収集した吸殻の数から考えて、パトロールの目の届かない所でのポイ捨て、歩行喫煙はまだまだ行われていると推察される。また、地域により指導人数、指導への対応に差があることもわかる。

区は、現在ポイ捨て、歩行喫煙等の条例違反に対し、指導に留め、指導に従わない場合にも、氏名公表の措置はとっていない。これは、パトロールによってある程度効果が現れていること、厳しくしてもパトロールの目の届かない路地等による喫煙が増加すること、が理由とのことであった。

区ホームページの「いただいたご意見と回答」を見ると、喫煙、ポイ捨てに関し、対策の効果が現れていない、他区に比べると宣伝が少ない等、区民からの意見が寄せられ、関心の高さがうかがえる。

他区においては、千代田区が 2,000 円、足立区が 1,000 円の過料処分を行っており、より効果を求めるのであれば過料処分の導入を検討することも必要であろう。しかし、現在の対策でも効果が現れている、ということであれば、数値でその効果を公表し区民に積極的にアピールすることが必要ではないか。中央区では、ホームページにおいて、路上に捨てられたたばこの吸殻の調査の結果を公表している。現在区では、東陽町においてのみポイ捨て本数調査を行っているが、区内の主要地区においても定期的に調査をし、結果を公表するなど、区民の理解を

得る努力を行っていく必要がある。

4-4. 各種認可・届出審査、苦情処理、環境調査等に関する事業

(1) 概要

建設工事、及び工場、指定作業場の事業活動や人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害から区民の健康を保護するため、各種認可・届出審査・苦情処理・環境調査・発生源規制・大気汚染監視・環境保全の推進に関する広報等を行っている。主な事業は以下のとおりである。

事業名	予算現額(千円)	決算額(千円)	執行率(%)
大気監視指導事業	12,283	11,538	93.9
騒音振動調査指導事業	1,311	1,144	87.3
有害化学物質調査事業	1,481	1,481	100.0
焼却残灰検査事業	2,527	2,488	98.5
環境測定事業	10,500	4,645	44.2

(2) 手続

各種測定調査について、区職員によるものか委託によるものかを把握し、委託による測定調査については、契約事務について、契約関係書類を入手して検討した。

(3) 監査の結果及び意見

区職員による測定調査と委託による測定調査に分類すると、以下のとおりとなる。

① 区職員による測定調査

臨海部二酸化窒素簡易調査、水鳥生息調査、河川水質調査、道路交通騒音振動調査
空間放射線量測定

② 委託による測定調査

アスベストによる大気汚染調査、事業所ばい煙調査、事業所燃料調査、
河川底質（ヘドロ）調査、騒音常時監視調査、ダイオキシン類濃度調査、
ベンゼン濃度調査、下水道汚泥混練ケーキ分析調査、土壌放射能測定

③ 一部の調査分析項目を委託している測定調査

地下水汚染実態調査、事業所排水調査

④ 測定記録装置を区で保有し、保守点検事業としてデータ整理を含め委託している測定調査

大気汚染常時測定、自動車排出ガスによる大気汚染調査

<意見事項 58> 測定調査の外部委託の推進

測定調査には、区職員によるもの、委託によるもの等があり、測定調査を委託するか否かをどのように判断しているのかヒアリングしたところ、区の職員ではできない測定調査について委託しているとのことであった。契約を見ていくと、一部の調査分析項目を委託し、その他は区の職員が行う測定調査もあり、外部に委託可能な測定調査についてはすべて委託する方が、より経済的に実施可能な場合もあると思われる。今後は、区の職員で測定調査が可能か、という観点ではなく、経済性を検討した上で、外部委託を推進していくことが望ましい。

4-5. その他

1. 有料ごみ処理券

(1) 概要

23 区での生活ごみ処理は、原則として無料である。しかし粗大ごみ及び事業系ごみのうち小規模事業者の排出するごみ（1 日平均 50 キロ未満）を排出する場合、廃棄物処理手数料を支払うこととされている。これらのごみを区の収集・運搬によるとき、江東区専用の有料ごみ処理券（事業系ごみ・粗大ごみ）を購入し添付して排出しなければならない。

粗大ごみの場合、品目別手数料制として品目・大きさ・高さなどによって処理手数料が異なり有料粗大ごみ処理券を購入して貼り付ける方法による。1 キロにつき 32.5 円が目安である。

区民の利便に資するため、江東区内の取扱店の他、区の関係施設、隣接区の取扱店においてごみ処理券を販売している。

ごみ処理券に係わる廃棄物処理手数料の徴収事務は、区が取扱店と委託契約書を取り交わし、仕様書に基づき業務運用を行っている。主なごみ処理券の業務フローは次の通りである。

- ① コンビニ配送業者（ベンダー）からの発注申込書をファックス受付した清掃リサイクル課は、内容を確認してリファックスするとともに、ごみ処理券管理システムに入力する。なお、公募店については、清掃事務所で同様に行っている。
- ② 発注データは、ごみ処理券管理システムを通じてごみ処理券を印刷する外部民間業者へ転送され、外部民間業者からごみ処理券（シール）が発注先に納品される。
- ③ コンビニ・スーパー・公募店から毎月一定の日までに実績報告書が区に送付され歳入として調定処理される。
- ④ 数百に及ぶ取扱店へは、年に 1 回サンプル店舗を抽出して立入検査を実施することによって適正運用を担保している。

なお、有料ごみ処理券とは別の取扱いとなる廃棄物もある。例えば動物死体は届出により有料引き取りを行っているため別途手続きが必要である。また家庭での使用済み注射針は、「使用済み注射針回収薬局」の表示のある薬局で対応するため普通ごみとしては出すことができない。

さらに農薬や塗料、花火、タイヤ、コンクリートなど有害・危険なものなど処理が困難なものも同様で、メーカー・購入先の店舗に問い合わせで自己責任で処分する。

- ・粗大ごみ・・・家具・寝具など概ね1辺が30センチ以上のもの
 - ・受付時間・・・月曜～土曜日（8時～19時）
 - ・電話　03-5296-7000
 - ・インターネット受付 <http://sodai.tokyokankyo.or.jp>
- （インターネットは24時間受付）

・粗大ごみ収集の流れ

- ①申し込み前・・・品目、サイズの確認
- ②電話・インターネットでの申し込み
- ③収集日と料金のご案内
- ④江東区の粗大ごみ処理券の購入、氏名記入
- ⑤見やすい場所にごみ処理券を貼り付け
- ⑥収集日の朝8時までに所定場所に出す

<表Ⅲ-17> 有料ごみ処理券交付内訳（平成23年1月～11月）

	店舗数	粗大ごみ処理券 (枚)	事業系ごみ処理券 (セット)
清掃事務所公募店	92	45,975	13,992
区外公募店	4	1,089	331
コンビニ	235	333,051	66,826
スーパー	11	34,581	2,887
出張所等	21	4,076	976
清掃事務所	1	2,475	208
清掃リサイクル課	1	485	7,881
合計枚数	365	421,732	93,101
交付金額（千円）		124,119	200,113
		324,233	

出所：江東区事務概説（平成23年）

＜表Ⅲ-18＞ 有料ごみ料金表（江東区清掃リサイクル条例施行規則第 39 条・第 42 条より）

	旧料金（平成 20 年 3 月まで）	新料金（平成 20 年 4 月～）
粗大 A 券（1 枚）	200	200
粗大 B 券（1 枚）	300	300
70 L 券（1 セット 5 枚）	1,890	2,135
45 L 券（1 セット 10 枚）	2,430	2,740
20 L 券（1 セット 10 枚）	1,080	1,220
10 L 券（1 セット 10 枚）	540	610

出所/ 別表第 1 粗大ごみの廃棄物処理手数料(江東区清掃リサイクル条例施行規則 第 33 条関係別表 1)より一部抜粋

品目	金額	品目	金額
ソファ(2 人以上用のもの)	1600 円	扇風機	300 円
自転車(16 インチ以上のもの)	600 円	プリンター	600 円

（２）監査手続

① ごみ処理券の業務について概況把握

- 1) 監査対象部局の事業概要についてヒアリング
- 2) 「有料ごみ処理券の事務処理フロー」の入手閲覧、ごみ処理券管理システムについて質問
- 3) 外部公表データの閲覧、検討
- 4) コンビニなど月別のごみ処理券交付額の管理資料の入手

② ごみ処理券発注システムの検証

- 1) 清掃リサイクル課の発注システムについて質問
- 2) サンプル 1 としてシステム帳票の整合性を確認
「ごみ処理券配送申込書兼ファクシミリ送付票」、シール発注依頼入力画面の確認、シール発注依頼検索項目指定（発注実行）、シール発注実行へのデータ連動を確かめる。
- 3) サンプル 2 としてシステム帳票の整合性を確認
ごみ処理券管理システム・メインメニュー（ハードコピー）の閲覧、同システムの取扱所実績管理機能メニュー（交付実績入力）から調定情報管理への連動、月次調定簿・調定書への反映を確かめる。

4) サンプル3としてシステム帳票の整合性を確認

取扱店からの納入通知書が取扱所実績管理機能メニュー（交付実績入力）、納付書・領収証書、月次調定簿、調定書などへ反映されていることを確かめる。

5) 差額収入（料金改定に伴う差額分）のサンプルテスト

6) 廃棄物処理手数料還付手続きのサンプルテスト

7) 清掃リサイクル課窓口入金として 根拠証憑「江東区廃棄物処理手数料原符」のサンプルテスト

8) 取扱店での売上について未回収先のないことを確認

③有料ごみ処理券取扱い実績報告書兼物品出納簿のサンプルテスト

1) 管理資料の検算

2) 出納簿（平成24年3月分）閲覧

④つり銭管理状況報告書の管理状況のサンプルテスト

1) 月次の報告書の担当者印、上長印の有無などを閲覧して管理状況を確認

2) 平成23年度現金出納簿（清掃リサイクル課）の閲覧

⑤出張所関係のごみ処理券管理表の閲覧により管理状況の把握

外部公表データなどとの整合性の検討

⑥ごみ処理券の立入調査（民間取扱店）状況の把握

1) 担当者へのヒアリング

2) 過去4年程度の立入先と結果報告（「廃棄物処理手数料（ごみ処理券）徴収事務の検査・指導報告書」）の閲覧

（3）監査の結果及び意見

（結果） 有料ごみ処理券のシステム整備状況は適正である。

ごみ処理券の取扱店からのファックス注文に際して、ごみ処理券管理システムへの入力からシール発注（外部民間会社）、歳入までのデータ連動は有効である。月次での交付額、支払手数料の管理は、システムに依拠しており効率的な運用である。

<意見事項 59> ごみ処理券の立入検査時の報告書の不備

ごみ処理券立入に関する報告書の判断に一部適当でない判断が見受けられた。

また、適切との報告書でも管理帳簿上の残数と立入検査時の実地棚卸数量との差異がある報告がいくつか散見された。

具体的には、管理帳簿上把握されているごみ処理券枚数（A 券、B 券、70 リットル、45 リットル、20 リットル、10 リットル）と立入検査時の在庫数が一致しない場合、差異について原因調査やメモ書きなどで合理的な理由を記載する必要があると思われる。しかし特に理由がなければ「廃棄物処理手数料（ゴミ処理券）徴収事務の検査・指導報告書」に一部不適切な部分がある旨の報告となると思われるが、適正に記録されている旨の報告となっているものが散見された。この点、検査要綱第 6 条の特に重大な事項と認められる事項ではないケースであるのかもしれないが、運用面での改善が必要と思われる。

第 6 条（江東区廃棄物処理手数料徴収事務委託に伴う検査要綱）

検査員は、検査及び指導の終了後速やかに報告書を作成し、所属長に報告しなければならない。ただし、検査及び指導を行っているときに特に重大な事項であると認められる場合は、直ちに、そのてん末に意見を付して、所属長に報告しなければならない。

<意見事項 60> ごみ処理券立入に関する運用面での改善

ごみ処理券の取扱店などでの販売によって歳入額が決まるため、取扱店でのごみ処理券の管理状況の適正化を担保するための仕組みとして立入を年に 1 回はサンプル調査することとしている（江東区廃棄物処理手数料徴収事務委託に伴う検査要綱第 2 条）。立入実績は、清掃事務所においては、過去 2 年間での全店舗ローテーションを実施しているようだが、清掃リサイクル課においては過去 4 年ほとんど同じ店舗に立入をしており、ローテーションによる立入を検討すべきである。これは、検査要綱の 2 条に照らしても過年度において適切であった取扱店に毎年立入する必要はないと考えられる。

また、立入店舗の選定先及びごみ処理券の在庫（未出荷在庫で取扱店保管のもの）に関する立入率（立入対象となる取扱店に対する実際の立入の金額的割合）が十分でない部署（清掃リサイクル課、表Ⅲ-69 参照）が見受けられた。したがって、清掃リサイクル課所管のコンビニ店舗なども立入先に選定することで、立入を強化する必要がある。

第 2 条（江東区廃棄物処理手数料徴収事務委託に伴う検査要綱）

検査は、取扱所において年 1 回以上次の各号に掲げる事項について行う。ただし、清掃リサイクル課長及び清掃事務所長（以下「所属長」という。）が、過去の検査結果及び毎月の報告書等から、適正な管理がなされていると認める取扱所については、次の検査までの期間を 2 年を超えない範囲で延ばすことができる。

＜表Ⅲ-19＞

出所：月次調定簿(単位：千円)

立入率

(単位：千円)

所管	平成 24 年 3 月単月徴収金額	立入対象金額
清掃リサイクル課	27,346	197
清掃事務所	4,093	1,789
合計	31,439	1,986→6 %

＜意見事項 61＞ 家庭ごみ有料化の研究

現在、江東区のみならず、23 区では生活ごみ処理は無料とされているが、他の市町村で有料化を実施しているところもあり、ごみ処理費用の負担の公平を図るため区として有料化を研究することも一つの方法である。

平成 17 年 5 月に、廃棄物処理法の一部が改正され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進するべきであると明確化された。この方針に沿って、平成 19 年 6 月に環境省から「一般廃棄物処理有料化の手引き」が発行されており、有料化を推進していくに当り参考となるものである。

この手引きによると、有料化の目的及び効果として以下のことが挙げられている。

- 一般廃棄物排出抑制や再生利用の推進
- 公平性の確保
- 住民の意識改革
- 財政的な負担軽減

東京都においては、23 区では有料化している区はないが、多摩地域の市町村では 30 市町村のうち、21 の自治体で家庭ごみの有料化が実施されている。有料化だけがごみ減量の要因ではないと思われるが、多摩地域の市町村の一人一日当たりのごみ量は 23 区の 76%であり(平成 21、22 年度：公益財団法人 東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」より)、有料化がごみの減量に一定の効果があると推察されている。

区が志向する 5R でのリフューズ、リペアを推進するためにも、ごみ処理の有料化による影響の研究も一考と思われる。ただし、生活ごみの有料化には、有料化を実施している市町村とは異なる 23 区独自の事情及び他の 22 区との協調性を考慮しなければならないなど、十分な準備期間や区民の理解、合意が不可欠となるであろう。そのため、区民アンケート調査等によって区民のごみ問題に対する意識等の現状把握を実施する方法もある。

「有料化」は清掃事業にとって、大変重要な事項であり、本来、区が作成する「一般廃棄物処理基本計画」の中に明確に位置付けて推進していく必要がある。また、「有料化」には不法投棄の誘発など懸念される面もあるので、次回の基本計画策定までに、十分な検討をしてその是非をしっかりと議論していくことが望まれる。

2. その他の歳入

金額的には、大きくはないが、道路上での動物等の死体処理や、引越に伴う大量廃棄、ごみの直接最終処分場への持ち込みの際のその他の歳入があげられる。

動物死体処理

(1) 概要：

重量 25 キロ未満の家庭用の飼い犬、猫等の動物死体で、自己処理できない場合に飼い主の届出により有料収集している。対応部署は清掃事務所で行う。また国道・都道・区道のそれぞれの管理者の責任で処理するため、都道（都より受託）についての動物死体処理には受託による歳入が発生する。

<表Ⅲ-20>

区での実績表（件数）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
有料	440	457	434	441	407
都道	154	166	168	124	118
区道	376	358	352	335	300
計（件数）	970	981	954	900	825

（注）ペット等の動物一頭につき@2,600 円の歳入、都道上の動物死体については都からの委託により一頭につき@12,862 円の歳入が生じる。

<表Ⅲ-21>

歳入

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
有料(ペット)	1,128	1,146	1,058
都道	2,122	1,564	1,494

(2) 監査手続

① 関係資料の検討

1) 区道路上

「ごみ収集作業を実施する日における道路上の動物死体実績報告書」の入手と「完了届」と「動物死体及び引渡実績報告書」及び「道路上の動物死体収集実績報告書」との突合

2) 都道路上

「動物死体処理委託請求書」及び「調定書」と歳入予算差引簿との突合

3) ペット分

「動物死体処理集計表」（月次資料）と「納付書兼領収証書」及び「動物死体届出書」との
突合、歳入予算差引簿との照合

（3）監査の結果

特に問題は認められなかった。

IV. 別紙

資料 1 特別区における清掃事業の実施に伴う関係事業者（雇上会社）への対応

別紙 【都区制度改革に関するまとめ（協議案）平成 6 年 9 月】

特別区における清掃事業の実施に伴う関係事業者（雇上会社）への対応について

1 基本的考え方

都はこれまで清掃車両の雇上契約を 54 社と毎年結んできた。特別区における清掃事業の実施に関し、関係事業者対応としては、すでに昭和 61 年 2 月の都区協議会において「雇上業者の選定にあたっては、これまでの歴史的沿革を十分尊重し、現行方式を継承するものとする。」ことが了承されている。

この対応策は、上記了承事項及び清掃事業の円滑な運営を図ることを基本的考え方として、特別区が清掃事業を実施する場合にも関係事業者が引き続き営業が継続できることを目的として、関係事業者とのこれまでの協議を踏まえてとりまとめている。

2 関係事業者への対応

(1)内容

ア 業者選定

清掃車両の雇上げについては、地方自治法第 252 条の 2 に基づく協議会（以下、仮称「清掃協議会」という。）に車両選定委員会を設け、各特別区の作業計画及び雇上車両計画に基づき、「過去の実績等を踏まえて」業者を選定する。

臨時のごみ・し尿処理対策、夏期及び年末年始対策に必要な車両についても、清掃協議会において過去の実績等を踏まえて業者を選定する。

イ 契約

雇上車両に関する契約は各特別区を代理して清掃協議会で行い、集中処理する。

契約後の履行確認・料金の支払い等は各区において行う。

なお、運賃については、原則として、各事業者が貨物自動車運送事業法に基づいて関東運輸局長に届出た料金による。

ウ 車両

雇上車両の仕様は、各特別区と協議の上、清掃協議会でとりまとめ 23 区統一とする。ただし、雇い上げる特別区の名称は表示する。

エ 直営車両・雇上車両の比率及び減車対策

現在、清掃車両は特別区によって直営・雇上の比率が異なっているが、区移管にあたっては各特

別区とも概ね同率とし、この比率は一定の期間維持する。

また、し尿減等による減車については、清掃協議会において適切な対策を講じる。

オ 清掃協議会

清掃協議会は雇上車両について概ね次の事項を行う。

- (ア) 特別区の雇上車両計画の調整に関する事。
- (イ) 業者選定及び契約に関する事。
- (ウ) 雇上車両の仕様に関する事。
- (エ) 雇上車両が減車となるときの方策に関する事。
- (オ) 関係事業者の団体どの意見交換・調整に関する事。

カ 船舶

特別区が雇い上げる船舶の取扱いは車両に準じる。

(2)対応策の取扱

この関係事業者への対応策は、区移管後一定の期間の経過後、見直しの必要が生じた場合には見直すこととし、見直しにあたっては都、特別区（清掃協議会）及び関係事業者で協議する。

(3)覚書の締結

関係事業者への対応について、都と特別区の間で覚書を結び、その実効性を担保する。

3 関係事業者との協議

関係事業者とは、この対応策をもとに具体的協議を行っていくこととする。

（出典：公益財団法人特別区協議会蔵書「清掃事業に関する特別区長会検討資料
平成 13 年度～平成 17 年度」）

資料 2 確認書 1

確認書

東京都、社団法人東京環境保全協会及び東京都環境衛生事業協同組合は、「都区制度改革に関するまとめ」別紙の「特別区における清掃事業の実施に俟う関係事業者（雇上会社）への対応について」（以下、「対応策」という。）の内容について下記のとおり確認する。

記

第 1 対応策の「1 基本的考え方」について

「歴史的沿革」については、参考として「関係事業者に関わる清掃事業年表」を添付する。

第 2 対応策の「2- (1) -ア 業者選定」について

- 1 「過去の実績等」とは、雇上業者がこれまで都と雇上契約を締結し、都の清掃事業に果してきた役割や実績などを意味する。
- 2 現在、雇上車両の需給関係からみて、事実として新規参入はない。状況の変化がなければ区移管後も同様である。

第 3 対応策の「2- (1) -イ 契約」について

- 1 「雇上車両に開する契約は各特別区を代理して清掃協議会で行い」とは、管理執行型の清掃協議会が各特別区長の名において契約行為をすれば、その法律効果は各特別区長に帰属するということである。
- 2 運賃については、現行方式を踏襲する。

第 4 対応策の「2- (1) -エ 直営車両・雇上車両の比率及び減車対策」について

- 1 これまでの経験からみて清掃事業をめぐる環境には変化が生じることもあり、長期間にわたって現行比率をとり続けることがよいのかという問題があるため、「一定の期間維持する」としている。
- 2 「し尿減等による減車」とは、し尿収集量の減少による減車及び特別区の政策変更により通常のごみ減少と同様に取り扱うことが適当でない大幅な減車のことである。
- 3 「適切な対策を講じる」とは、代替業務の提供や金銭的措置を含め、事実に応じた対策をとることを意味する。

第 5 対応策の「2- (1) -オ 清掃協議会（管理執行型）」について

- 1 「特別区の雇上車両計画の調整」とは、特別区により策定された作業計画における雇上車両を各社別に各特別区へ割当てる具体的な調整である。
- 2 「関係事業者の団体との意見交換・調整」とは、現在、清掃事業を円滑に進めるため、都と関係事業者が行っている雇上車両に関する意見の交換や調整を清掃協議会が引き継いで行う意味である。

第6 対応策の「2- (2) 対応策の取扱い」について

「一定の期間の経過後、見直しの必要が生じた場合には見直す」とあるのは、これまでの経験からみて清掃事業をめぐる環境には変化が生じることもあり、長期間にわたって、「対応策」の方式をとり続けることがよいのかという問題があるためである。なお、「見直しの必要が生じた場合」とは、清掃事業の実施方法などが変わり、「対応策」が社会状況に適合しなくなったような場合である。

第7 対応策の「3 関係事業者との協議」について

清掃事業の区移管に伴う詳細な事項については、「対応策」をもとに今後協議を行う。

平成6年12月15日

東京都清掃局長 ○○ ○○

社団法人 東京環境保全協会会長 ○○ ○○

東京都環境衛生事業協同組合理事長 ○○ ○○

(出典：公益財団法人特別区協議会蔵書「清掃事業に関する特別区長会検討資料
平成13年度～平成17年度」)

資料3 確認書2

東京都は、平成6年12月15日、社団法人東京環境保全協会及び東京都環境衛生事業協同組合との間で、「都区制度改革に関するまとめ」の別紙、「特別区における清掃事業の実施に伴う関係事業者（雇上会社）への対応について」の内容について、別添の確認書を取り交わしたところであります。

つきましては、特別区におかれましても確認書の内容について、ご了知をお願いいたします。

平成6年12月16日

東京都清掃局長 ○○ ○○

以上確認書の内容を了知します。

平成6年12月16日

特別区制度改革推進本部清掃委員会委員長

江戸川区長 ○○ ○○

(出典：公益財団法人特別区協議会蔵書「清掃事業に関する特別区長会検討資料
平成13年度～平成17年度」)

資料 4 関係事業者に関わる清掃事業年表

関係事業者に関わる清掃事業年表

年代	主な事項
明治 20年	警察令をもって「塵芥取締規則」が公布された。塵芥搬出業者約200人が指定された。
22年	旧15区の区域をもって「東京市」が誕生した。
33年	「汚物掃除法」が公布された。汚物清掃は市の義務となり、請負制をもって汚物収集が開始された(ただし、し尿は除外)。
44年	四谷、小石川の各区のごみ収集の直営作業が開始された。
大正 7年	ごみ収集作業が全区直営となった。
10年	牛込、小石川、本郷の三区において業者委託による市営くみ取り作業が開始された。
昭和 3年	ごみ収集が警視庁より許可営業として認可された。
5年	「汚物掃除法」が改正され、し尿くみ取りが市の義務となった。ただし、準備のための猶予期間として4年の期間が定められた。
7年	新市域が編入され35区となった。「大東京清掃業組合連合会」が結成された(社団法人東京環境保全協会の前身)。
8年	し尿くみ取りが許可営業となった。
9年	市営くみ取り作業を業者に請負わせることにより実施した。なお、直営作業の実施に当たり、し尿業者の営業補償が問題となり、し尿業者は帝国議会で営業補償についての請願を行い、衆議院は請願を採択した。市は、清掃組合連合会会長に対し、「現業者は東京市に対し重大なる欠点の無い限り作業は永久に請負わせる」旨の文書を公布した(文書は戦災により消失した)。
11年	全市域の市営くみ取りが実施された(一部の地域を除く)。
17年	市は、業者に対し清掃会社の設立を要請した。
18年	都制が施行された。し尿処理実施地区(直営地域を除く)を12区に分け、業者を統合して会社が設立された。
19年	都よりし尿請負区域の無償返還が命じられ、運搬のみが業者請負となった。(機材・人員は都に引き継がれた)。
21年	清掃事業が再開された。
22年	「東京都進駐軍廃品処理清掃組合」が結成された(東京都環境衛生事業協同組合の前身)。
35年	し尿収集作業の機械化が完了した。
36年	ごみ収集作業の機械化が完了した。
37年	「東京都環境衛生事業協同組合」が設立された。
42年	関係事業者が54社体制となった。
51年	「社団法人東京環境保全協会」が設立された。
平成 7年	関係事業者が53社体制となった。
9年	関係事業者が52社体制となった。
10年	「地方自治法等の一部を改正する法律」の公布により、12年4月からの清掃事業の区移管が決定した。「東京都環境衛生事業協同組合」が「社団法人東京環境保全協会」に加入した。
11年	し尿の海洋投入が廃止された。

出展:「清掃局事業のあゆみ」(東京都清掃局)

「東京都における屎尿処理の変遷」(東京都清掃局長 黒川義雄監修、小島幸一編著)

「50年の歩み」((社)東京環境保全協会)、「東京清掃協会沿革史」(東京清掃協会)

「協同組合のあゆみ(要約)」(東京都環境衛生事業協同組合)

資料 5 清掃事業の特別区移管にあたっての関係事業者に関わる覚書

清掃事業の特別区移管にあたっての関係事業者（雇上会社）に関わる覚書

清掃事業の特別区移管にあたっての関係事業者（雇上会社）に関わる覚書については、別紙のとおり、東京都と特別区で締結することとする。

平成 12 年 3 月 1 日

東京都知事

〇〇 〇〇

特別区長会会長

〇〇 〇〇

【別紙】

1 基本的考え方

首都における清掃事業は明治以前から専業民間事業者のもとで実施されていたが、昭和 9 年に東京市の全面直営事業となった。その際に民間事業者は市の請負事業者となり、その後、都は清掃車両の雇上契約をこれら 52 社（平成 11 年 11 月現在）と毎年結んできた。その間、これら事業者は事業の近代化・機械化・車両設備の増強等に努めるなど、都の施策に積極的に協力してきた経緯がある。

こうした経緯を踏まえて、特別区における清掃事業の実施に関し、関係事業者対応としては、すでに昭和 61 年 2 月の都区協議会において「雇上業者の選定にあたっては、これまでの歴史的沿革を十分尊重し、現行方式を継承するものとする。」ことが了承されている。

また、上記了承事項及び清掃事業の円滑な運営を図ることを基本的考え方として、特別区が清掃事業を実施する場合にも、関係事業者が引き続き営業が継続できることを目的として、都と関係事業者の間で、平成 6 年 12 月に「特別区における清掃事業の実施に伴う関係事業者（雇上会社）への対応について」を、それまでの協議を踏まえてとりまとめた。さらに、都と関係事業者で、この対応策の内容について「確認書」を取り交わしている。このことについては、当時の特別区制度改革推進本部清掃委員会委員長（江戸川区長 中里喜一）も了知しているところである。

その後、平成 12 年 4 月 1 日からの清掃事業の区移管を前に、都と特別区は、この対応策及び確認書の内容について基本的な変化はないことを確認の上、これらを基に、都、特別区及び関係事業者で具体的協議を実施し、都と特別区の間で覚書を結ぶこととする。

2 関係事業者への対応

(1) 内容

ア 業者選定

清掃車両の雇上げについては、各特別区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「一部事務組合」という。）の作業計画及び雇上車両計画に基づき、地方自治法第 252 条の 2 に基づく東京二十三区清掃協議会（以下、「清掃協議会」という。）において「過去の実績等を踏まえて」業者を選定する。臨時のごみ・し尿処理対策、夏期及び年末年始対策に必要な車両についても、清掃協議会において過去の実績等を踏まえて業者を選定する。

イ 契約

雇上車両に関する契約は各特別区長及び一部事務組合管理者を代理して清掃協議会で行い、集中処理する。契約後の履行確認・料金の支払い等は各特別区及び一部事務組合において行う。なお、運賃については、各事業者が貨物自動車運送事業法に基づいて、関東運輸局長に届出た料金による。

ウ 清掃車両の仕様

(ア) 色調

23 特別区及び一部事務組合で統一とし、現行の色調を維持する。

(イ) シンボルマーク等の表示

現行のイチョウマークは消去し、新しいシンボルマークを表示する。

「東京都清掃事業」は、「東京 23 区清掃事業」とする。

ダッシュボードへの区名表示は、簡易な方法とする。

なお、表示変更の時期については、平成 12 年 4 月 1 日以降できる限り速やかな時期に実施するものとする。

(ウ) 清掃車両の仕様については、清掃協議会に設ける「車両架装基準の設定及び新車購入計画検討委員会」で決定する。

エ 直営車両・雇上車両の比率及び減車対策

区移管後の清掃車両の直営・雇上の比率は、現行の比率（ごみ、し尿及び東京ルールⅠ・Ⅲの直営・雇上の比率）により、各特別区ともに概ね同率とし、この比率は一定の期間維持する。また、し尿減等による減車については、清掃協議会において適切な対策を講じる。

オ 清掃協議会

各特別区長及び一部事務組合管理者を代理して清掃協議会が、次の事務を行う。

(ア) 各特別区及び一部事務組合の雇上車両計画の調整

(イ) 業者選定及び契約供給計画委員会を設けて、雇上会社の配分を決定する。その際、雇上会社の地元区への配車に配慮する。

- (ウ) 雇上車両の仕様
- (エ) 雇上車両が減車となる時の対策
- (オ) 関係事業者の団体との意見交換・調整
- (カ) 資源回収業者の団体との調整
- (キ) 雇上運賃設定・改定の調整
- (ク) 届出運賃承認の決定
- (ケ) 違約金、補償金、各種付加金の設定・改定
- (コ) その他

カ 船舶

特別区及び一部事務組合が雇上げる船舶の取扱いは車両に準じ、契約は関係特別区長及び一部事務組合管理者を代理して清掃協議会で行い、契約の履行確認・料金の支払い等は関係区及び一部事務組合において行う。

3 その他

区移管後一定の期間の経過後、見直しの必要が生じた場合は見直すこととし、見直しにあたって及びその他協議が必要な場合には、特別区と一部事務組合（清掃協議会）、関係事業者、並びに都で協議する。

（出典：公益財団法人特別区協議会蔵書「清掃事業に関する特別区長会検討資料
平成 13 年度～平成 17 年度」）

資料 6 東京 23 区の容器包装プラスチック処理方法比較

区名	容器包装プラスチック	その他、製品プラスチックなど
千代田	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
中央	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
港	分別収集・リサイクル(*1)	
新宿	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
文京	焼却	
台東	焼却	
墨田	焼却	
江東	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
品川	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
目黒	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
大田	焼却	
世田谷	焼却	
渋谷	焼却	
中野	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
杉並	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
豊島	焼却	
北	焼却	
荒川	焼却	
板橋	焼却	
練馬	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
足立	焼却	
葛飾	分別収集・リサイクル(*1)	焼却
江戸川	分別収集・リサイクル(*1)	焼却

注記

各区のホームページに開示される資源分別資料に基づき、調査（2012 年 11 月 14 日現在）

- (*1) 容器包装プラスチックに分別収集・リサイクルとあるのは、プラマーク（*2）付きのプラスチック製容器包装について、資源としての分別収集を要求している区。例えば、文京区は、プラスチック製容器の一部につき、「できるだけ資源の拠点回収やスーパーマーケットなどの店頭回収に出してください。困難な場合は可燃ごみとして出してください」と呼びかけているが、選択肢を許している点で、焼却としている

また、港区は 23 区では唯一、容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックも回収・リサイクルしている。

- (*2) プラマーク…資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）に基づき、プラスチック製容器包装につける識別マーク

IV. 別紙

資料7 東京23区が保有する一般廃棄物処理施設一覧

(出典：「一般廃棄物処理施設一覧（平成24年4月1日現在：東京環境局作成）」)

団体名	施設名	施設所在地	施設種類	処理方式	竣工年月	処理能力／規模（t/日）						合計
						びん	アルミ 缶	スチール 缶	ペット ボトル	資源 プラスチック	古紙	
港区	港資源化センター	港区港南 5-7-1	資源ごみ処理	選別・圧縮	H11.4 (*1)	6.00	2.34	7.80	3.00	12.00	0.00	31.14
品川区	品川区資源化センター	品川区八潮 1-4-1	資源ごみ処理	選別・圧縮	H4.9 (*2)	16.50	1.50	5.10	5.10	0.00	115.00	143.20
世田谷区	世田谷区資源循環センター	世田谷大蔵 1-1-12	資源ごみ処理	破碎・選別	H20.4 (*2)	28.00						28.00
板橋区	板橋区立リサイクルプラザ	板橋区舟渡 4-16	資源ごみ処理	選別・圧縮	H18.1 (*2)	20.00	10.00					30.00
江東区	江東区リサイクルパーク	江東区新木場 2-7-6	資源ごみ処理	選別・圧縮	H21.10 (*2)	52.92	3.78	6.72	10.50			73.92

注記

- (*1) 港区の「処理能力/規模」は、2012年10月18日付で港区役所よりヒアリング。資源プラスチック 2t/時間、アルミ缶 0.39t/時間、スチール缶 1.3t/時間、びん 1t/時間、ペットボトル 0.5t/時間との回答であり、1日6時間換算)
- (*2) 「処理能力/規模」の種類別内訳は各区のホームページ、施設パンフレット等より入手

IV. 別紙

資料8 江東区リサイクルパーク設備投資明細

【物件別一覧】

(出所：江東区リサイクルパーク概要、減価償却費一覧表)

種目	構造	用途	物件名称等	取得年度	金額（千円）
土地				1991	1,813,435
建物	R（鉄骨）	その他	建設費合計	1995	480,304
建物	鉄骨造	その他	テント作業場棟	2008	42,110
機械			びん処理ライン	1995	24,588
機械			PET 処理ライン	1995	16,477
機械			缶処理ライン	1995	56,907
機械			トラックスケール	1995	3,549
機械			集塵機	1995	7,605
機械			電動ホイスト	1995	1,359
機械			ローラーコンベア	1995	639
機械			ペットボトル減容器	2001	13,740
機械			缶・びん処理ライン	2008	78,204
機械			ペットボトル減容器	2008	69,930
その他車両			フォークリフト	1995	4,563
その他車両			シャベルローダー	1995	4,738
その他車両			フォークリフト	2006	2,730
合計					2,620,878

【取得年度及び種目別一覧】

(出所：江東区リサイクルパーク概要、減価償却費一覧表)

種目	取得年度	金額（千円）
土地	1991	1,813,435
建物	1995	480,304
機械	1995	111,124
その他車両	1995	9,301
小計	1995	2,414,163
機械	2001	13,740
その他車両	2006	2,730
建物	2008	42,110
機械	2008	148,134
小計	2008	190,244
合計		2,620,878

IV. 別紙

資料9 江東区リサイクルパーク長期修繕計画

(出所：江東区リサイクルパーク長期修繕計画案（参考金額）)

(単位：千円)

	決算額		執行予定額	見積額							合計
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
通常の年次修繕のみ	4,186	2,305	2,436	3,066	3,404	2,751	3,929	2,541	3,089	2,226	29,934
通常の年次修繕の管理費	418	204	221	395	369	410	420	1,059	338	536	4,369
通常の年次修繕計	4,604	2,510	2,657	3,461	3,773	3,161	4,349	3,600	3,427	2,762	34,304
長期修繕のみ	0	29,236	3,322	5,046	6,766	27,510	5,233	12,470	60,008	32,655	182,246
長期修繕の管理費	0	6,411	353	729	1,015	4,127	785	1,870	9,001	4,898	29,189
長期修繕額合計	0	35,648	3,675	5,775	7,781	31,637	6,018	14,340	69,009	37,553	211,435
合計	4,604	38,157	6,332	9,236	11,554	34,798	10,367	17,940	72,436	40,315	245,739

IV. 別紙

資料 1 0 平成 23 年度集団回収品目別内訳（東京 23 区）

（出所：清掃事業年報 別冊 平成 23 年度 III リサイクル編（東京二十三区））

区名	紙類						布類	金属類内訳				びん類	その他		
	新聞 [kg]	雑誌 [kg]	段ボール [kg]	紙パック [kg]	その他紙類 [kg]	紙類合計 [kg]		鉄類 [kg]	アルミ類 [kg]	その他金属 [kg]	金属合計 [kg]		びん [kg]		
														[kg]	品目
千代田	265,781.0	231,485.0	141,930.0	650.0	4,190.0	644,036.0	7,200.0	1,621.0	2,582.0	0.0	4,203.0	0.0	0.0		
中央	2,168,060.0	1,261,573.0	964,374.0	1,723.0	11,625.0	4,407,355.0	12,109.0	20,882.0	77,582.0	2,620.0	101,084.0	40,638.0	12,524.0	ペットボトル	
港	2,773,570.0	1,795,235.0	1,227,155.0	6,753.0	50,512.0	5,853,225.0	27,596.0	40,780.0	73,619.0	2,568.0	116,967.0	26,765.0	98,863.0	ペットボトル・廃食用油	
新宿	3,421,014.0	1,898,658.0	889,110.0	8,629.0	106,598.0	6,324,009.0	110,606.0	9,252.0	97,937.3	33.0	107,222.3	5,743.5	0.0		
文京	3,122,460.0	1,673,081.0	992,940.0	2,946.0	1,633.0	5,793,060.0	68,644.0	484.0	74,027.0	0.0	74,511.0	3,788.0	75,345.0	ペットボトル	
台東	2,487,450.0	1,358,730.0	1,235,580.0	3,186.3	20,940.0	5,105,886.3	19,960.0	912.2	60,812.5	1.5	61,726.2	2,759.4	44.0	P箱	
墨田	4,229,130.0	1,515,690.0	1,174,320.0	22,881.0	0.0	6,942,021.0	82,233.0	0.0	151,952.0	0.0	151,952.0	8,062.0	0.0		
江東	9,284,907.0	3,330,060.0	2,652,165.0	7,398.0	27,110.0	15,301,640.0	11,745.0	70,222.0	261,186.0	0.0	331,408.0	5,840.0	11.0	ビールケース	
品川	5,330,397.0	2,238,474.0	1,824,172.0	31,168.0	18,914.0	9,443,125.0	40,791.0	17,271.0	128,609.0	0.0	145,880.0	23,145.0	12,790.0	ペットボトル	
目黒	5,194,523.0	3,748,190.0	3,250,458.0	1,421.0	2,600.0	12,197,192.0	9,146.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
大田	7,085,833.0	2,957,928.0	2,302,383.0	17,311.0	0.0	12,363,455.0	33,218.0	14,431.9	136,921.4	0.0	151,353.3	5,608.8	0.0		
世田谷	4,153,931.0	2,079,429.0	1,240,005.0	15,930.0	27,000.0	7,516,295.0	652,874.0	82,153.0	150,824.0	7,899.0	240,876.0	241,232.0	126,916.0	ペットボトル・ペットボトルキャップ	
渋谷	1,272,947.0	704,927.0	506,532.0	2,391.0	41,601.0	2,528,398.0	26,829.0	5,070.0	53,681.0	20.0	58,771.0	20,989.0	1,431.0	ペットボトルキャップ等	
中野	6,647,987.0	5,291,043.0	3,835,228.0	9,742.0	0.0	15,784,000.0	374,480.0	9,848.0	16,914.0	0.0	26,762.0	28,195.0	0.0		
杉並	3,325,207.0	1,882,514.0	931,456.0	20,864.0	5,590.0	6,165,631.0	251,081.0	40,784.0	105,819.0	0.0	146,603.0	46,477.0	0.0		
豊島	2,629,090.0	1,201,090.0	249,360.0	0.0	490.0	4,080,030.0	82,810.0	0.0	15,710.0	0.0	15,710.0	1,025.0	0.0		
北	4,493,319.0	1,732,829.0	1,267,591.0	1,489.0	410.0	7,495,638.0	62,931.0	627.0	62,815.0	910.0	64,352.0	7,727.0	0.0		
荒川	4,301,695.0	2,048,945.0	2,114,925.0	1,270.0	0.0	8,466,835.0	25,849.0	412,073.0	256,208.2	0.0	668,281.2	1,475,007.2	647,042.4	ペットボトル・トレイ	
板橋	7,841,135.0	4,558,150.0	3,422,035.0	1,020.0	0.0	15,822,340.0	366,618.0	13,596.0	137,029.0	0.0	150,625.0	207.0	0.0		
練馬	6,078,022.0	2,677,603.0	1,535,453.0	18,521.0	5,280.0	10,314,879.0	490,676.0	34,407.0	128,407.0	6,167.0	168,981.0	1,778.0	0.0		
足立	8,516,603.0	2,947,901.0	2,602,263.0	1,279.0	0.0	14,068,046.0	95,883.0	30,511.0	367,324.0	0.0	397,835.0	24,746.0	0.0		
葛飾	5,187,184.0	1,847,400.0	1,538,172.0	6,103.0	1,460.0	8,580,319.0	71,314.0	46,818.0	207,987.0	6,911.0	261,716.0	27,826.0	3,295.0	ペットボトルなど	
江戸川	7,442,920.0	2,555,218.0	1,997,653.0	10,752.0	0.0	12,006,543.0	26,490.0	11,443.0	315,339.0	14.0	326,796.0	2,856.0	2,930.0	ペットボトル	
合計	107,253,165.0	51,536,153.0	37,895,260.0	193,427.3	325,953.0	197,203,958.3	2,951,083.0	863,186.1	2,883,285.4	27,143.5	3,773,615.0	2,000,414.9	981,191.4		

その他紙類：色上質紙、模造紙、チラシ他

その他金属：銅、真鍮、鋳他

資料 1 1 HP 公告「身近なリサイクル、集団回収をはじめましょう！」

🌲 身近なリサイクル、集団回収をはじめましょう！ 🌲

1. 集団回収とは

町会や自治会、学校のPTAやマンションの管理組合など、ご近所同士がグループを作り(これを「団体」と呼んでいます)、家庭から出る新聞雑誌そして段ボールなどを大量に集めて回収業者に引渡し、資源として活用できるようリサイクルする。それが“集団回収”です。

2. 集団回収をはじめましょう！

では、どのようにはじめればよいのかを、順番にご説明します。

(1) 回収業者を選びましょう！

近所で実際に集団回収を行っている団体の評判や、気軽に相談に乗ってくれる、頼りになりそうなど、今後長く付き合っていける業者を選びましょう。

(回収業者がわからない場合は、清掃リサイクル課清掃リサイクル係までお問い合わせ下さい)

(2) 何を集めるかを決めましょう！

回収量が多いのは、新聞、雑誌、段ボール。その他にも布類やアルミ缶も回収できる業者がいますので、何を集めるかは回収業者とよく相談して決めましょう。

(3) 集める日や集める場所を決めましょう！

集める日は「毎月☆日」、「第2★曜日」などが良いようです。その際、区の資源回収日と違う日に設定してください。集める場所は皆さんが出し易く、安全、種類ごとに並べても邪魔にならない場所で、業者が回収し易い場所を選びましょう。いずれも細かい内容は業者と相談して決定します。各品目の出し方のルールについても聞いておくとい良いでしょう。

(4) さあ、当日です！

いよいよ実際に回収活動を開始します。当日、業者と決めてあった時間までにそれぞれ整理整頓して決められた場所に出しておきましょう。

3. 区の助成制度を受けるためには？

江東区では、このように住民の皆さんが自主的に行っている集団回収を助成しています。助成を受けるには次のことが必要です。

(1) 実践団体として区に登録しておきましょう

区の助成を受けるためには登録が必要となります。回収をはじめる前に区に申請書を提出しましょう。(申請書は区役所で用意しています。)

(2) 報告書を作成、提出しましょう！

回収が終わると、業者がその日集めた回収品の量(重さ)を教えてくださいますので、報告書にその成果を記入し、計量伝票を添付し、区へ提出しましょう。この報告書が、区の助成を受ける時に必要となるのです。(報告書は区役所で用意しています。)

(3) 請求書を提出しましょう！

年に2回の報奨金のお支払い時に、区から請求書を送付いたしますので、必要事項を記入し、押印の上、返送しましょう。請求書の提出がない場合は区の助成を受けることができません。

(4) 代表者などが変わったときには？

集団回収を続けるうちに、代表者や担当者が変わったり、口座名義などが変更したときは、すぐに変更届を区に提出しましょう。これをしないと、区の助成が遅れることがあるからです。注意しましょう。

4. 問い合わせは

集団回収について、お困りの点、ご不明の点等ございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

江東区環境清掃部清掃リサイクル課 (江東区防災センター6 階6 番窓口)

〒 135-8383 江東区東陽4-11-28

Tel. 3647-9181 , FAX 5617-5737